

青葉区防災計画

風水害等対策編



横浜市青葉区 平成30年2月

【目次】

第1部 総則	1
第1章 青葉区防災計画の目的	1
第2章 青葉区の概況	2
第3章 災害の想定	3
第1節 災害の種別	3
第2節 災害規模	3
第4章 行政、区民、事業所の責務	4
第2部 災害予防計画	5
第1章 風水害に強い都市づくりの推進	5
第1節 水害予防対策	5
第2節 土砂災害予防対策	5
第3節 風害予防対策	6
第2章 青葉区の災害警戒区域	7
第1節 浸水想定区域	7
第2節 崖崩れ等警戒区域	7
第3節 市民への周知	7
第3章 防災力強化の取組	9
第1節 情報収集・伝達体制の整備	9
第2節 浸水想定区域等における警戒避難体制の整備	10
第3節 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備	11
第4節 消防力の強化	11
第5節 防災備蓄の推進	12
第6節 資機材等の整備	12
第4章 親水拠点パトロール避難場所の指定	13
第1節 実施方法	13
第2節 注意喚起	13
第3節 報告	14

第5章 避難場所の指定	15
第1節 指定緊急避難場所の指定	15
第2節 指定避難所の指定	15
第3節 その他の避難場所.....	15
第6章 災害に強い人づくり.....	17
第1節 防災意識の高揚.....	17
第2節 防災訓練の実施.....	19
第3節 ボランティアとの協力体制の確立.....	20
第7章 災害に強い地域づくり.....	21
第1節 自主防災組織の強化.....	21
第2節 地区防災計画	23
第3節 災害時要援護者支援対策	23
第4節 社会福祉施設等における安全確保対策.....	25
第5節 事業者の危機管理能力の向上	26
第8章 帰宅困難者の安全確保	27
第1節 「帰れない」対策と「帰って来られない」対策.....	27
第2節 帰宅困難者事前対策.....	27
第3節 帰宅困難者への支援.....	28
第3部 応急対策	29
第1章 応急活動基本方針	29
第2章 防災組織体制.....	30
第1節 区役所の初動体制	30
第2節 区役所と消防署の連携.....	30
第3章 災害対策本部等の設置	31
第1節 区災害対策警戒本部の設置.....	31
第2節 区災害対策本部の設置.....	34
第3節 区本部の組織・運営	34
第4章 職員の配置・動員	41
第1節 職員の配備体制.....	41

第2節 職員の動員体制.....	43
第5章 情報の収集・伝達.....	44
第1節 情報受伝達方針.....	44
第2節 情報の種類.....	45
第3節 気象庁の発表する注意報、警報及び特別警報.....	46
第4節 情報受伝達体制等.....	49
第5節 土砂災害警戒情報の受伝達.....	50
第6節 水防警報の種類、内容及び発表基準等.....	51
第7節 災害情報の収集、報告及び記録.....	53
第8節 青葉区版防災情報伝達システム.....	54
第9節 災害時広報・報道.....	54
第10節 広聴・相談活動.....	55
第6章 水防活動.....	56
第1節 水防活動の内容.....	56
第2節 水防活動の業務分担.....	56
第7章 崖崩れ災害応急対策.....	58
第1節 早期の避難対策.....	58
第8章 避難と受入れ.....	59
第1節 避難行動の考え方.....	59
第2節 避難勧告等.....	59
第2節 警戒区域の設定及び立ち退き.....	63
第3節 避難所の開設・運営.....	63
第4節 被災者の受入れ.....	64
第9章 帰宅困難者対策.....	65
第1節 区本部避難者・駅対応班の設置.....	65
第2節 一時滞在施設等の開設・運営.....	65
第10章 物資の供給.....	66
第1節 供給方法.....	66

第2節	備蓄物資で不足する場合の食料の調達	66
第11章	災害医療	67
第1節	災害医療における指揮統制	67
第2節	医療救護活動	67
第3節	保健衛生活動	68
第4節	医薬品等の備蓄及び調達等	68
第12章	ごみ・し尿	69
第1節	ごみ処理	69
第2節	し尿処理	69
第13章	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	70
第1節	行方不明者の把握	70
第2節	遺体の取扱い	70
第14章	雪害対策	72
第1節	応急対策	72
第15章	公の施設における災害時の対応	75
第1節	基本的事項	75
第2節	応急活動	75
第3節	公の施設が避難所等に指定されている場合の対応	76
第4部	災害復旧と復興事業	77
第1章	市民生活の安定・復旧	77
第1節	被災者の生活援護	77
第2節	被害調査とり災証明	77
第5部	火山災害対策	79
第1章	被害の予測	79
第1節	火山の噴火による影響	79
第2節	降灰予測	80
第3節	火山灰による被害	81
第2章	災害予防	83
第1節	火山情報の伝達体制	83

第2節 災害応急対策への備え	85
第3章 応急・復旧対策	87
第1節 災害対策本部等の設置	87
第2節 庁舎等の保全・機能確保	89
第3節 被害情報等受伝達	90
第4節 避難	90
第5節 救援・救護・市民生活の安定	91
第6節 火山灰の収集及び処分等	91

第1部 総則

第1章 青葉区防災計画の目的

この計画は、横浜市防災計画「風水害等対策編」の区別計画として、青葉区に風水害が発生した場合の区役所及び区民のための基本的な計画です。人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」を目標として、青葉区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ること、また、台風及び集中豪雨などが発生した場合でも、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

第2章 青葉区の概況

青葉区の地勢や特性として次の事項が挙げられます。

- ・地形的には「丘の横浜」と呼ばれ、多摩丘陵の一角で海からは遠い。
- ・最高地は奈良町の海拔93.9m、最低地は市ヶ尾町の海拔13.6m。
- ・面積は35.06k㎡で市内では戸塚区に次いで2番目の広さ。
- ・河川は鶴見川、早渕川、恩田川、奈良川、黒須田川が区内を流れている。
- ・急傾斜地崩壊危険区域は5箇所を指定。(→神奈川県による整備済み)
- ・区内の土砂災害警戒区域は135区域を指定。
- ・区域の約65%は区画整理により計画的に開発された市街地。
- ・公園数は231箇所と市内で1番多い。
- ・街路樹数は15,414本と市内で1番多い。
- ・区の人口は約31万人と港北区に次いで2番目に多い。
- ・65歳以上の方は約6万2千人。このうち1人暮らしの方は約15%。
- ・区の平均年齢は43.6歳と市内で3番目に若い。
- ・有料老人ホームは39箇所と市内で1番多い。
- ・15歳未満の方は約4万2千人と市内で2番目多く、子育て世帯が多い。
- ・昼夜間人口比率は約76%。
- ・区民の通勤先(通学も含む)のうち東京都の占める割合は約42%。
- ・複数の地域のメディアが区内情報を提供中
→イッツコム、FMサルース、タウンニュース等

【データ出典:なるほどあおば2017】

第3章 災害の想定

第1節 災害の種別

- 1 浸水(洪水、雨水出水)による災害
- 2 崖崩れ、土石流などの土砂災害
- 3 暴風、竜巻等の突風による災害
- 4 雪害
- 5 火山災害

第2節 災害規模

近年、局地的大雨(いわゆるゲリラ豪雨)などの異常な気象現象が頻発しています。風水害等による被害の発生は、発生に至る要因として、気象、地象、水象状況とこれらと関連した危険要素の複合等様々な態様が考えられるほか、発生のメカニズムにおいても不明な点が多いため、細部にわたる被害の予測を具体的な数量として算出することは極めて困難です。

本計画では、過去に本土を襲った最大級の台風(伊勢湾台風級の大型台風)や法令に基づいて設定する浸水想定区域の前提となる降雨、これまで富士山で発生した最大規模の噴火(※)などの過酷な自然現象による風水害等の態様を勘案し、被害の発生の可能性が予測される区域の状況を想定することで、災害への対策を行うこととします。

※ 平成16年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火。対象とする噴火、被害の想定に関しては第5部に記載のとおり

<鶴見川水系における想定>

	改訂前	計画規模	最大規模
降雨量想定	2日間(405mm)	2日間(405mm)	2日間(792mm)

※ 河川の氾濫等による水害について、次表のとおり、水防法第14条に基づき指定される洪水浸水想定区域等の、指定の前提となる降水量等が定められており、平成28年7月に見直しが行われました。

第4章 行政、区民、事業所の責務

1 行政の責務

- (1) 災害予防活動及び災害応急活動を進めるにあたり、青葉区の区域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係する機関等の協力を得て、防災活動を実施します。
- (2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置活動を実施します。

2 区民の責務

- (1) 日ごろから風水害への予防対策、災害時の家族との連絡、避難行動についてのルールづくりなどが防災対策を行うものとします。
- (2) 「皆のまちは皆で守る」という相互扶助の観点から、自主防災組織を中心とし防災訓練等への積極的な参加や、万一の時に、地域ぐるみで協力して活動できる体制づくりに努めるものとします。
- (3) 局地的豪雨の発生や降雨が続いた時は、区役所・消防署等の行う避難勧告等が行われる前であっても、周囲における浸水・滞水や河川水位の状況に異常が確認された場合は、周囲の人に声を掛けて自主的に避難するなど、注意を喚起するものとします。

3 事業所の責務

風水害時の事業所の果たす役割(従業員及び顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分に認識し、各企業において災害時活動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。

第2部 災害予防計画

第1章 風水害に強い都市づくりの推進

第1節 水害予防対策

1 青葉区の河川の現況

区内には、鶴見川水系として、鶴見川(区中心部)、思田川(区南西部)、及び早測川(区北東部)の3つ河川があり、鶴見川及び恩田川は国が管理、また早測川は神奈川県が管理しています。また、奈良川を横浜市が管理しています。

2 流域対策・河川改修

区中心部を流れる鶴見川流域は、宅地開発等により都市化の進展(市街化率72.5%(2015年))が進み、河川への流出量が増大しています。

青葉区は、鶴見川流域の上流域にあるものの、集中的な降雨により、河川流域周辺地域への滞水・洪水の危険もありますが、鶴見川水系の浸水被害対策の推進(国、下水道管理者、横浜市)をはじめ、横浜市においても、時間降雨50mmに対応できることを目標としての河川改修を実施していきます。

3 特定都市河川浸水被害対策法に基づく浸水被害対策の推進

鶴見川及び鶴見川流域は、平成17年4月1日に特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されています。これにより、浸水被害対策を総合的に推進していくための「流域水害対策計画」を定め、河川管理者、下水道管理者及び地方自治体が一体となって、浸水被害を防止するための対策を推進しています。

4 水防連絡会

水防活動が的確かつ迅速に行われるよう、河川水系に関連する連絡会に区役所、土木事務所、消防署は積極的に参加するとともに、重要水防区域をはじめ、河川改修状況などについて情報収集に努めるものとしします。

第2節 土砂災害予防対策

青葉区は、鶴見川流域の平坦地と、多摩丘陵の一角であるなだらかな丘陵地からなっています。崖地・急傾斜地については、神奈川県知事により、急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域が指定されています。

崖崩れによる被害を防止するため、建築局と連携して崖防災パトロールを実施し、危険崖擁壁の点検、安全管理の指導、崖改善工事の促進などを行うことにより、崖の防災化を進めています。確認の結果、対策が必要な崖地の所有者や管理者に対しては、建築局より対策工事についてのアドバイスや助成金制度の紹介等の働きかけを行っています。

また、専門家による現地調査の結果をもとに抽出した、人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地及びその周辺を「土砂災害警戒情報の発表とともに避難勧告を発令する区域」として選定し、避難対策の強化を図っていきます。

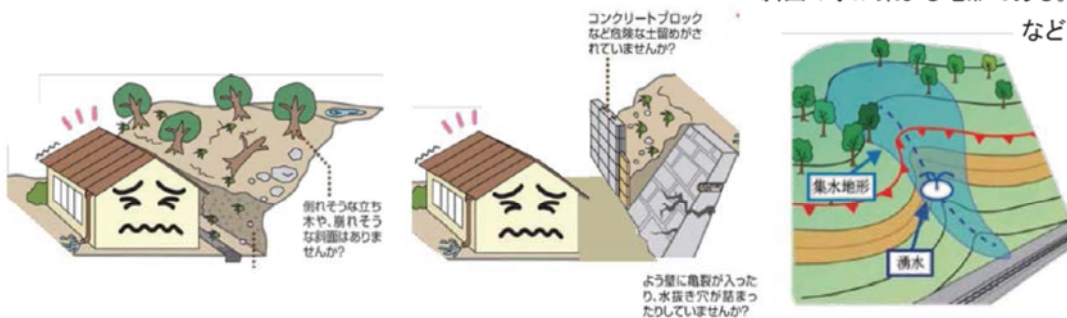
[参考：土砂災害警戒情報の発表とともに避難勧告を発令する区域の選定基準]

崖崩れが発生した場合に、崖に近い建物の損壊や、窓ガラスから土砂が流入するなどの被害が生じ、場合によっては人的被害が生じることが想定される区域を選定しています。

- ① 崖崩れの要因^{※1}、崖が崩れた場合の土砂の量^{※2}、崖に近接する建物への被害の大きさ^{※3}などを分析
- ② 崖崩れが発生した場合に被害が生じるおそれのある人家の有無や、崖地と建物の距離などを確認
- ③ 崖地の高さや勾配などによって、崖崩れの影響を受ける範囲をさらに細かく設定し、それぞれの影響範囲内に人家があるかどうかを確認

※1 崖崩れの要因

- ・地盤が弱く、斜面勾配が急である。
- ・擁壁に亀裂が入っている。
- ・斜面から湧水が出ている。
- ・斜面の水が集まる地形である。



※2 崖が崩れた場合の土砂の量

崖崩れが発生した場合に斜面から滑り落ちたり、塊で落ちてくる土の量の大小で分類

※3 崖に近接する建物への被害の大きさ

崖崩れが発生した場合、崩れてきた土砂などが人家に到達するかどうかを被害の大小で分類

第3節 風害予防対策

台風等による暴風や竜巻等の突風による被害を防止又は軽減するため、施設の安全管理や普及啓発など風害の予防対策を推進します。

1 街路樹倒伏防止対策

台風などの強風時における倒伏を防止するため、ベッコウタケなどにより腐朽しやすいサクラ、ケヤキ、ユリノキなど8種類の街路樹について、樹木医による点検を行っています。深刻な状態が確認された場合は、早急に伐採を行い、倒伏による被害の防止に努めています。

2 公園緑地の危険樹木管理

強風等による倒木や落枝によって、本市が管理する公園緑地内の樹木が利用者や隣接する家屋及び道路等へ被害を及ぼすことを防止するため、管理者による日常点検を実施しています。危険性が認められた場合には、危険な樹木や枝の除去を行っています。

3 竜巻等の突風災害対策

竜巻等の突風による災害については、その発生を予測することや災害を予防することは困難ですが、発生したときに適切な行動をとることで被害を軽減することができます。このため、各種広報媒体を活用した普及に努めます。

第2章 青葉区の災害警戒区域

第1節 浸水想定区域

1 洪水浸水想定区域

一級、二級河川において、想定し得る最大規模の交付により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。

2 内水による浸水区域

大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水の広がる範囲を示したものです。

第2節 崖崩れ等警戒区域

1 急傾斜地崩壊危険区域(神奈川県が指定)【5箇所】

- (1) 崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上で高さが5m以上ある土地)で、その崩壊により相当数の居住者(5戸以上)に危害が生ずるおそれがあるもの
- (2) (1)に近接する土地のうち、当該傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域

2 土砂災害警戒区域(神奈川県が指定)【135区域】

急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を指します。

第3節 市民への周知

ハザードマップとは自然災害による被害を予測し、その被害予想範囲を地図化したもので、第1節及び第2節の区域も図示しています。

現在、横浜市では、3種類のハザードマップを作成し、公表しています。

1 洪水ハザードマップ

大雨によって河川が増水し、堤防が決壊したりあふれたりする氾濫が発生した場合の浸水予測範囲と程度のほか、各地域の避難場所等を示しています。

【URL】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/flood-hmap/>

2 内水ハザードマップ

大雨によって下水道や水路等があふれた場合に想定される浸水区域や水深、浸水時に危険な道路の地下通路等を示しています。

市民の皆さんに日頃からの備えや大雨時の対策をとっていただくために作成したものです。

【URL】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/naisuihm/>

3 土砂災害ハザードマップ

大雨などにより、土砂災害が発生した場合に被害が及ぶおそれのある区域を示し、土砂災害が予想される場合や土砂災害が発生した場合に、市民の皆さんが避難などの適切な行動をとっていただくために作成したものです。

【URL】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/gake/gake/hmap/>

4 青葉区民防災必携

地震・洪水・土砂災害のハザードマップ情報を統合するとともに、家庭での災害対策を分かりやすくまとめたものです。

【資料編9-3を参照。本資料は、区役所窓口で配布しています。】

第3章 防災力強化の取組

第1節 情報収集・伝達体制の整備

災害応急対策を実施するにあたって必要な気象情報、水防警報、被害状況及びその他災害に関する情報を迅速かつ確実に収集し、伝達(報告)するため、危機管理システムを中心とした機器及び設備を整備し、情報の伝達手段の多重化・多様化に努めます。また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備します。

1 危機管理システム等の整備

(1) 危機管理システム

風水害や地震などの災害発生時に、市及び各区災害対策本部が迅速・的確な災害対策を実施し被害を最小限に止められるよう、雨量や河川水位、潮位、震度、各区域の被害状況など災害対策に必要な情報をコンピュータを活用して収集・伝達することにより、各災害対策本部等の的確な意思決定を情報面から支援します。

(2) 気象・河川情報等収集伝達体制

ア 雨量監視システム(レインアイよこはま)

局地的大雨や台風による浸水等の災害を防止するため、雨の状況を迅速・的確に把握し、市内各地の下水道施設や河川施設の効果的な運用を行います。

イ 水防災情報システム

台風や大雨時の防災活動や避難行動等を促すための情報として、河川水位観測所の水位情報等を市ホームページで公表するとともに、希望者にはパソコンや携帯電話へのEメール配信を行っています。

また、監視カメラによる河川の画像情報も提供しています。

【市・県ホームページで公表している水位観測所(青葉区内)】

水系	河川名	観測所地点	管理者	位置	水防警報の発表	監視カメラの設置
鶴見川	鶴見川	寺家橋	国土交通省	川崎市	有	○ (県HP)
	恩田川	浅山橋	国土交通省	青葉区	有	○ (県HP)
	早渕川	鍛冶橋	神奈川県	青葉区	有	○ (県HP)
	奈良川	住吉橋	横浜市	青葉区	有	○ (市HP)

ウ 親水拠点警報装置

区内河川に整備された親水拠点利用者の避難行動を促す予防保全対策として、気象注意報・警報や雨量情報、河川水位情報等と連動した回転灯・音声による警報装置を、親水拠点に設置します。

河川名	拠点名	設置基数
奈良川	恩田駅前水辺広場	1

エ その他の本市設置の気象観測機器によるデータの収集

消防局各消防署所設置の雨量計等、本市が設置した各種気象観測機器による観測データ等について、適時収集を行い、状況の把握及び対策を実施するための基礎資料として、有効な活用を図ります。

2 防災情報Eメール

パソコンや携帯電話から登録した情報提供希望者に対して、河川水位が上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）以上の各設定水位（洪水特別警戒水位、氾濫危険水位）を超過した場合（市防災関係部署の職員には水防団待機水位（通報水位）以上の各設定水位を超過した場合）に、パソコンや携帯電話へ関連情報を配信しています。

なお、地震、大雨警報などの気象情報、天気予報、光化学スモッグ情報、土砂災害警戒情報など、河川水位情報以外の情報についても、必要な情報を選択して登録することができます。

3 防災行政無線

防災行政用無線網は、市役所と区役所を結ぶ多重系、土木事務所・消防署・病院・防災関係機関等を結ぶマルチ系、市内全域に移動できる全市移動系、区内を移動範囲とする地区移動系及び区役所と地域防災拠点を結ぶデジタル移動系により構成されています。

災害時に有線電話回線に障害が生じた場合でも防災関係機関相互に情報の受伝達ができるよう、無線を使用した通信システムを整備しています。

第2節 浸水想定区域等における警戒避難体制の整備

浸水想定区域内の地下街等、社会福祉施設、学校、医療施設等の要援護者施設及び大規模な工場等（大規模な工場等については、申出があったものに限る。）の名称及び所在地を「資料編」に定め、洪水予報等を伝達します。

1 浸水想定区域内の事業所等への洪水予報等の伝達体制の整備

区長は、水防法第15条第2項に基づく浸水想定区域内の事業所等に対し、ファクシミリ、Eメール、防災情報Eメール等による洪水予報等の伝達体制を整備します。

2 区から伝達する洪水予報等

洪水予防等	1 大雨警報、大雨特別警報、洪水警報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報、津波注意報、津波警報、大津波警報 2 鶴見川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報） 3 多摩川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報） 4 水位情報周知河川における氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報 5 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び屋内での安全確保措置の指示 6 その他、浸水対策上、有効な情報
-------	--

第3節 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

土砂災害防止法第7条に基づき、県により土砂災害警戒区域の指定があった場合には、同法第8条に基づき、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難場所、避難訓練に関すること等を定めます。

1 土砂災害警戒区域内の要援護者施設への情報伝達体制の整備

区長は、土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内に要援護者施設等がある場合には、ファクシミリ、Eメール、防災情報Eメール等による土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備します。

2 区から伝達する情報

土砂災害に関する情報等	1 大雨警報、大雨特別警報 2 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び屋内待避等の安全確保措置の指示 4 その他、土砂災害対策上、有効な情報
-------------	---

第4節 消防力の強化

1 消防体制の整備

(1) 風水害に対応できる資機材の整備

折りたたみボート、水難救助用ゴムボード、船外機、ショベル、つるはし、土のう等の風水害対応資機材を消防署所等に整備し、風水害対策の充実を図ります。

(2) 消防団消防力の強化

家具置場に、必要な風水害対策資機材を整備するとともに、風水害に関する知識・技術の習得と合

わせ水防訓練を実施し、消防団の消防力の強化を図ります。

2 災害警戒区域等の実態把握

消防署長は、災害警戒区域及び各種水防施設物を随時調査し、把握しておきます。

3 協力体制の整備

風水害の応急活動を円滑に実施するため、防災関係機関及び応急活動用資機材保有機関との協力体制を整備します。

第5節 防災備蓄の推進

風水害の発生による被災者に対する物資の提供と町の防災組織等による効果的な応急活動の確保のため、防災備蓄を推進します。地域防災拠点に、防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

第6節 資機材等の整備

土木事務所は、区内における水防を十分果たせるよう、水防倉庫等の設備及び水防用資器材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法についてあらかじめ定めています。

なお、水防用資器材は、地震災害等他の災害対策のためにも使用することができます。

1 水防資器材一覧

品名	数量	品名	数量
土のう	2,500俵	照明灯	2台
なわ類	100kg	一輪車	3台
丸太類	100本	掛矢	3丁
鉄線蛇籠	20本	スコップ	20丁
鉄線	200kg	つるはし	3丁
鎌	5丁	かすがい	100本
なた類(斧含む)	3丁	のこぎり	3丁
ペンチ	3丁	カッター	1丁
携帯発電機	1台		

2 土砂災害活動資材の整備

品名	数量
ビニールシート	93枚
土のう	750枚
鉄筋棒	200本

第4章 親水拠点パトロール避難場所の指定

本市においては、平成14年6月に「親水拠点等河川安全パトロール—実施マニュアル—」を策定し、関係区局が連携し、警戒体制の確立及びパトロールの実施に取り組んでいます。

日の出から日の入の間で、横浜地方気象台からの大雨又は洪水注意報以上が発表され、親水拠点等の近辺及び上流に位置する消防署及び消防出張所の雨量観測所において、基準雨量(30分間で5mm)以上の降雨を観測した場合、土木事務所及び消防署が連携して河川安全パトロールを実施しています。

第1節 実施方法

1 実施要請及び連絡

区警戒体制統括者は、土木事務所長及び消防署長に対して、河川安全パトロールの実施を要請します。

消防署長は、消防活動等により河川安全パトロール等を実施できない場合には、区警戒体制統括者に対し、その旨を速やかに連絡します。

2 実施内容

要請を受けた土木事務所長及び消防署長は、連携し親水拠点等において次の事項を実施します。

- (1) 親水拠点等にいる者への増水に対する注意喚起
- (2) 親水拠点等の増水時に中洲等に取り残された者がいないことの確認
- (3) その他必要な事項

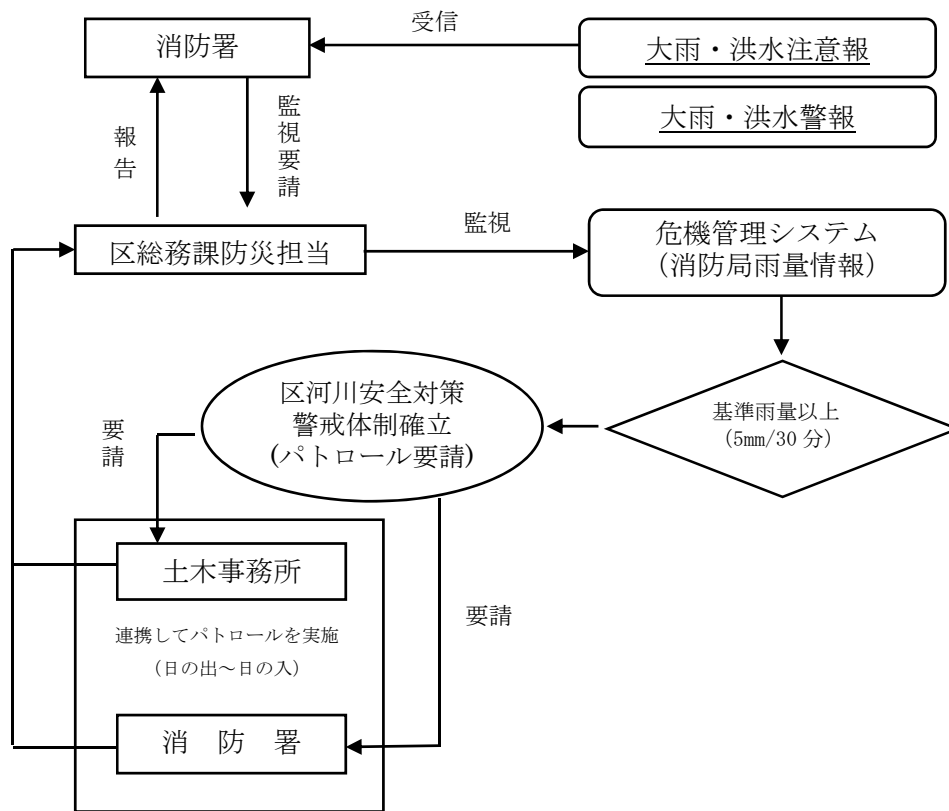
第2節 注意喚起

河川安全パトロール等の実施中に、河川の増水により人命の危険が迫っているにも関わらず避難しない者がいた場合は、その者に対して、河川安全パトロール等を行っている者が注意を喚起し、安全な場所への移動を促します。

第3節 報告

土木事務所長及び消防署長は、河川安全パトロールの実施結果を区警戒体制統括者に速やかに報告します。

【親水拠点等河川安全パトロール フロー図】



第5章 避難場所の指定

第1節 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4に基づき、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所に指定します。

なお、本市においては、風水害対策としての指定緊急避難場所として地域防災拠点を指定しています。青葉区では、高潮の指定は除外されています。

異常な現象の種類	指定緊急避難場所
崖崩れ、土石流などの土砂災害	崖崩れ、土石流などの土砂災害の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。
洪水	洪水の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します
高潮	高潮の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。

※ 上記以外に、災害の規模や被害状況等により、地区センター等の公共施設又は自治会町内会館などを避難場所として開設する場合があります。

【指定緊急避難場所の指定状況】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/hinan/>

第2節 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所としては、被災した区民等が一定期間滞在する場として、良好な生活環境が確保され、円滑な救援活動が実施できる施設であることが必要とされています。本市では、地域防災拠点を指定避難所として指定します。

※ 上記以外に、災害の規模や被害状況等により、地区センター等の公共施設又は自治会町内会館などを避難場所として開設する場合があります。

【青葉区内の指定避難所は資料編6-1を参照】

第3節 その他の避難場所

1 福祉避難所(特別避難場所)(以下「福祉避難所」という。)

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

福祉避難所を確保するため、社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結するとともに、「横浜市社会福祉施設等災害時特別避難場所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄します。

【福祉避難所の一覧は、資料編6-3を参照】

2 帰宅困難者の一時滞在施設

災害により多くの滞留者の発生が予測される主要駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための一時滞在施設を選定します。

【帰宅困難者一時滞在施設の一覧は、資料編6-4を参照】

3 補充的な避難場所

災害により多数の避難者で避難場所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難場所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設とあらかじめ協定を締結し、地域防災拠点の補充的な避難場所として使用します。

第6章 災害に強い人づくり

第1節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災研修

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対し、危機管理の研修及び危機対応訓練等を行い、職員の防災・減災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力の向上を図り、「減災行動の普及」に努めます。

2 区民への防災意識、減災行動の普及

区役所、青葉消防署及び水道局給水サービス部青葉水道事務所は、区民、地域、事業者等を対象に、防災意識の高揚や減災行動等について普及に努めます。

【普及する知識】

- ・ 風水害に関する知識
- ・ 防災機関の災害対策
- ・ 災害に対する日頃からの備え
- ・ 気象・防災情報の入手方法
- ・ 災害警戒区域の周知
- ・ 避難場所、避難経路等の確認
- ・ 適切な自主避難の判断
- ・ 自宅の状況に応じた避難行動
- ・ 救出・応急救護の方法
- ・ 火山災害に関する知識
- ・ 女性・子ども・高齢者・障害者のニーズに配慮した避難場所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等
- ・ その他必要な事項

【普及方法】

- ・ 青葉区民防災必携、各種ハザードマップ、啓発資料(防災よこはま)等の広報紙の作成・配布
- ・ 横浜市民防災センターを活用した減災行動の普及・啓発
- ・ 防災講演会など、啓発イベントの実施
- ・ 区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- ・ 青葉区連合自治会長会及び地域防災拠点運営委員会に対する情報提供
- ・ 地域への防災訓練等の指導 など

3 町の防災組織

大規模災害が発生した際、被害を最小限に食い止めるため、自治会・町内会等を単位に設け自主的に運営されています。

必要な初期消火や応急手当等の活動が行えるよう、消防署等が防災に関する様々な訓練指導を行っています。

4 青葉区災害ボランティア連絡会

発災時には、青葉区災害ボランティアセンターを青葉公会堂2階部分に設置して、ボランティアニーズを収集し、区災害対策本部及び横浜市ボランティアセンターと連携して一般ボランティアの派遣をコーディネートします。

平常時から同センターの事務局である青葉区社会福祉協議会と連携して、研修会や訓練を実施します。

5 学校防災教育の推進

児童生徒の防災に対する知識を深めるとともに、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、清掃などの身近なボランティア活動等について、体系的・継続的な学校防災教育を推進します。

また、学校とPTAの協力による訓練等の実施や地域の防災訓練へ児童生徒の参加を促していきます。

また、防災教育の担い手となる教職員に対しては、研修の充実を図り、防災教育に関する指導力や防災対応能力、救護処置能力を高めます。

6 家庭防災員

家庭防災員制度は、自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修制度として、一人でも多くの区民が本研修を受講し、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることを目的としています。

平常時の予防啓発や発災時の支援等、自治会・町内会及び地域防災拠点における防災活動の担い手となります。

7 竜巻等の突風災害に関する知識の普及

(1) 竜巻等の突風災害の特徴

竜巻等の突風は、低気圧や台風と異なり水平規模が数十mから数kmと小さく、アメダスなどの気象観測網でも捉える事が困難な気象現象です。寿命は数分から数十分と非常に短い現象にもかかわらず、建物などに甚大な被害をもたらすなど、極めて危険な現象です。

竜巻等の突風は年間を通して発生しているものの、季節的な特徴としては、前線や台風の影響、不安定な大気の状態などにより7月から10月にかけて多く発生し、全体の約60%がこの4か月の間に発生しています。また、夜間よりも昼間に多くの発生が確認されており、14時から17時の間が発生のピークとなっています。

(2) 竜巻等突風災害への対処行動例

状況の時系列的変化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none">・ 空の変化(積乱雲が近づく兆し)に注意する。・ 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ(5~10分程度ごと)に確認する。・ 安全確保に時間を要する場合(人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業)は万一に備え、早めの避難開始を心がける。

<p>積乱雲が近づく兆しを察知したとき。 (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野外的場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・ 屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
<p>竜巻の接近を認知したとき。 (竜巻接近時の特徴)</p> <p>① 雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる。</p> <p>② 飛散物が筒状に舞い上がる。</p> <p>③ 竜巻が間近に迫った特徴を認知したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴーというジェット機のようなごう音 ・ 耳に異常を感じるほどの気圧の変化等 <p>なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③の特徴により認知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 <p>(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓から離れる。 ・ 窓の無い部屋等へ移動する。 ・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・ 地下室か最下階へ移動する。 ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの頑丈な建物に移動する。 ・ 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・ 強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

※ 出典 内閣府「竜巻等突風対策局長級会議」報告(平成24年8月)より

第2節 防災訓練の実施

訓練は、風水害等に伴う各種災害の未然防止、拡大の防御、被害の軽減を図るため、防災に関する知識及び技能の修得を通じ、職員の防災意識の高揚、住民に対する防災知識の普及を目的として、実施します。

なお、訓練は、実地訓練のほか図上訓練も含み、市長、局長又は区長等が水防月間、土砂災害防止月間などの機会をとらえ適時実施します。

1 訓練重点指針

訓練項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 洪水予報等の気象予報・警報、水防警報等の情報受伝達及び災害情報等の収集、伝達及び報告 2 土砂災害警戒情報・特別警報発表時の対応 3 水防対策諸活動の知識、技能の習得 4 避難、誘導體制の確認 5 動員、配備体制の確保 6 市災害対策本部及び区災害対策本部の設置、運営 7 広報体制の確立 8 風水害に対する知識の普及 9 町の防災組織が行う防災訓練等の推進及び指導 10 本市及び防災関係機関の連携活動の強化 11 女性・子ども・要援護者のニーズに配慮した避難所運営、女性・子ども・要援護者を狙った犯罪防止等 12 その他必要な技術及び知識の習熟
------	---

2 訓練の種類

水防訓練	風水害の防御と避難者の安全確保等、風水害による被害を軽減するための水防活動訓練
災害救助訓練	多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護、救急及び被災者に対する給水、給食等市民の生命身体を災害から保護するための訓練
避難訓練	避難勧告等及び避難誘導など、ハザードマップ等を活用し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の地域住民等を安全に避難させるための訓練
情報受伝達訓練	災害情報の収集、伝達及び被害状況の収集、報告等迅速的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立するための訓練
動員訓練	勤務時間外において発災した場合、災害に対処するために必要な人員を早期に動員し、活動体制を確立するための訓練

第3節 ボランティアとの協力体制の確立

災害時のボランティアは、医師や応急危険度判定士などそれぞれ専門的な知識や資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難所での炊き出しや物資の仕分けなど特別の資格等を必要としない「一般ボランティア」に区分され、「専門的ボランティア」の活動調整は横浜市の所管する各局が実施することとし、「一般ボランティア」については青葉区災害ボランティア連絡会が調整にあたります。

第7章 災害に強い地域づくり

第1節 自主防災組織の強化

1 青葉区災害対策連絡協議会

青葉区では、官公庁、自治会・町内会、防災・防犯、福祉・教育、ボランティア、医療・衛生、報道、ライフライン、建設、運輸、流通の代表からなる青葉区災害対策連絡協議会を設置し、住民の声を反映した防災対策の促進、地域の状況を踏まえた区別防災計画の策定など、区域の総合的な防災対策を推進しています。

※ 青葉区災害対策連絡協議会構成団体一覧は、資料編を参照

2 町の防災組織

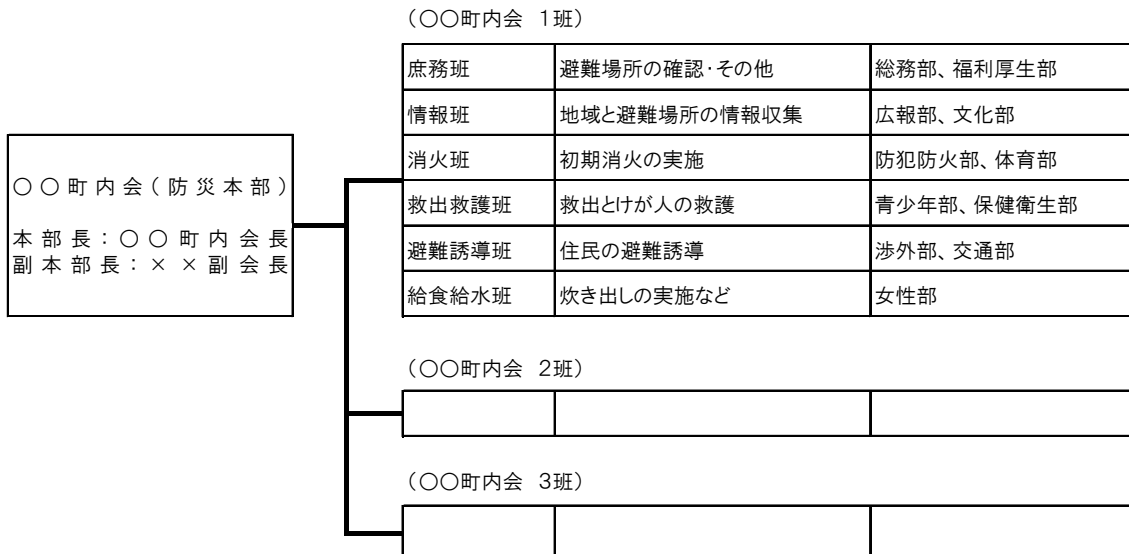
自治会・町内会等地域が行う自主防災活動を支援するため、横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき、区役所、消防署が中心となり自治会・町内会等への「町の防災組織」作りの促進とその育成強化を進めています。

「町の防災組織」が行う自主防災活動を支援するため、町の防災組織活動奨励事業により、その活動経費を助成し、地域防災力の向上を図っています。

町の防災組織は、次のような取組を実施します。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 出火の防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食給水に関すること。
- (9) 区民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
- (10) 地域防災拠点との連携に関すること。
- (11) その他防災に関すること。

<(例)町の防災組織構成>



名称	交付対象事業	交付金額	根拠法令等
町の防災組織 活動奨励事業	1 備蓄食料・防災資機材等の購入 (購入に際し援助する主な防災資機材)	自治会・町内会 等を単位として	横浜市「町の防災組織」活動費補助金 交付要綱
	消火器、非常食、メガホン、避難誘導旗、ライト、ロープ、ポリタンク、テント、三角巾、ヘルメット、担架・医薬品セット	1世帯あたり 160円の活動費補助金を交付	
	2 防災訓練の実施		
	3 防災のための映画会・講演会の開催		
	4 組織運営のための会合		
	5 防災のためのチラシ等の印刷		
	6 その他防災活動の一環として実施する事業		

3 地域防災拠点運営委員会

震災発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置しています。

また、運営委員会相互の緊密な連携を図るため、各運営委員会の委員長で構成する、青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

(1) 風水害時の主な活動

地域防災拠点である小中学校等を、区が指定緊急避難場所として開設する場合に、必要に応じて施設の開錠などについて協力します。

(2) 地域防災活動奨励事業

地域防災拠点運営委員会等の活動を支援するため、地域防災活動奨励助成金により、その活動経費を助成し、地域防災力の向上を図っています。

第2節 地区防災計画

「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2の規定に基づき、地区居住者等は、当該地区における地区防災計画を横浜市防災計画に定めることを提案することができることとされています。

区役所は、当該提案を受けた場合、「横浜市地区防災計画の提案に関する要綱」に基づき、必要に応じて区計画との整合を図るものとします。

第3節 災害時要援護者支援対策

1 基本方針

地域の中には、水害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しい高齢者や障害者等の要援護者(以下「要援護者」という。)の方が暮らしています。災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害への備えを進めていくことが大切です。

自助、共助を基本とした地域による自主的な見守り、支えあいの取組が重層的に行われるとともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進んでいくよう、各区で展開している地域福祉保健計画等の取組を進め、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進します。

2 災害時要援護者名簿

本市では、要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者について、「災害時要援護者名簿」を作成しています。災害時要援護者名簿は、災害対策基本法第49条の10により定められた「避難行動要支援者名簿」に相当します。

災害発生時等においては、災害対策基本法第49条の11及び横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、災害時要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に提供します。この名簿には、個人情報を提供することについて拒否した方、不同意の方の情報を含みません。

(1) 災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲

在宅で、次の条件のいずれかに該当する方

ア 介護保険要介護・要支援認定者で(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方

(ア) 要介護3以上の方

(イ) 一人暮らし高齢者、又は高齢者世帯でいずれもが要支援若しくは要介護認定の方

(ウ) 認知症のある方(要介護2以下で、日常生活自立度がⅡ以上の方)

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号)

(障害者総合支援法)のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者

ウ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方

エ 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方

オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

(2) 災害時要援護者名簿の記載事項(7項目)

- ア 氏名
- イ 住所又は居所
- ウ 生年月日
- エ 性別
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動を必要とする事由
- キ その他災害時要援護者の支援活動の実施に関し市長が必要と認めるもの

(3) 災害時要援護者名簿の作成方法

健康福祉局において、福祉制度等の本市システムから抽出したリスト(災害時要援護者リスト)を作成し、区でこのリストを基に名簿を作成・保管しています。また、名簿は、適宜追加修正を行うとともに、災害時要援護者リストの更新を行っています。

【参考】情報共有方式(行政保有個人情報の提供)

横浜市震災対策条例により、行政が保有する災害時要援護者の個人情報(名簿)を、要援護者からの拒否の意思表示がない限り、あらかじめ協定を締結した自治会・町内会等地域の防災組織に提供することができます。

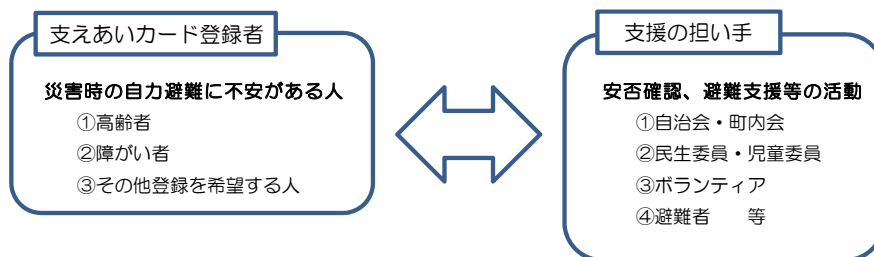
3 あおば災害ネット(災害時要援護者避難支援システム)

災害発生時に一人では避難が困難な「高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等(要援護者)」、災害時の避難に不安を感じている方の安否確認や避難誘導などが、近隣の助け合いにより行えるよう、あらかじめ要援護者の情報を登録し、地域がその情報を共有するためのシステムです。登録は希望者からの登録制となっています。

区民(地域)が支えあうという仕組みを前提に、その趣旨に賛同された要援護者の方々に対し「支えあいカード」を民生委員等が作成し、自治会・町内会や地域防災拠点などに提供しています。このシステムにおける共助の仕組みづくりは、自治会・町内会を中心にして、民生委員や、地域防災拠点運営委員会との連携が重要であり、平常時から活発な情報交換や話し合いが必要になります。

提供された「支えあいカード」を基に、地域が発災時に要援護者の安否確認、避難場所への誘導等の支援を行う仕組みの構築を推進していきます。

ただし、「あおば災害ネット」は近隣の助け合いによるシステムのため、必ずしも支援を保障するものではなく、災害時に可能な範囲で支援を行うものです。



4 聴覚障害者への情報配信

区災害対策本部から災害時緊急情報をファクシミリ通信網を利用して自宅のファクシミリへ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。

【対象者】

原則として2級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅にファクシミリがある方

第4節 社会福祉施設等における安全確保対策

社会福祉施設には、寝たきりやからだの不自由な高齢者、あるいは障害(児)者といった、災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所、通所しており、これらの人々の安全を図るためには、日ごろから十分な防災対策を講じておくことが必要です。

1 防災計画の策定

災害発生時に遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定します。

2 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施します。

3 避難確保計画の作成等

水防法及び土砂災害防止法により、横浜市防災計画で指定された浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要援護者施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付け

られています。

4 避難体制等の整備、確認

緊急に避難を要する場合における避難の方法、避難先、避難路等について事前に定めておくとともに、合わせて、特別警報の発表時や、すでに浸水が始まっており、緊急に命を守る行動をとる必要がある場合における応急的な対応(2階以上への垂直避難や重要な医療機器等の移動等)について事前に確認し、関係者に対する周知徹底を図ります。また、避難者受入施設における救援救護の体制についても、災害発生時に混乱を招くことがないように、事前に確認をとっておくこととします。

5 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が損傷したりすることのないよう、施設、設備等を常時点検します。とりわけ、火気については日ごろより安全点検を行います。

6 地域社会との連携

社会福祉施設の入所(通所)者は、自力での避難が困難な人が多く、他の人の介助が必要とならざるをえません。実際の災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、必要に応じて、隣接自治会・町内会等と応援協定を結び、地域住民の協力が得られる体制作りを推進します。

また、施設種別や在宅サービスの種別又は専門職種など、様々な区分ごとに、それらの広域な組織と災害時の緊急応援について、協定の締結を推進します。

7 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族に確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行います。

第5節 事業者の危機管理能力の向上

事業者は、風水害時の事業者の果たす役割(従業員及び顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分に認識し、各事業者において災害時活動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。

第8章 帰宅困難者の安全確保

第1節 「帰れない」対策と「帰って来られない」対策

青葉区の昼夜間人口比率は76%、区民の通勤先のうち東京都の占める割合は42%というデータから予測できるのは、青葉区の自宅に「帰って来られない」人も多数発生するということです。

このことから青葉区における帰宅困難者対策は、区内から「帰れない」対策と、区内に「帰って来られない」対策の2つを行います。

1 「帰れない」対策

帰宅困難者一時滞在施設などによる場所の提供や駅の混乱防止対策などを行います。

2 「帰って来られない」対策

保護者が帰ってくるまでの間、留置きとなっている児童、生徒等の対策や、青葉区を離れている人に対する青葉区の状況提供などを推進していきます。

第2節 帰宅困難者事前対策

1 区内各駅の混乱防止対策の推進

鉄道事業者、警察署、区役所、消防署等を構成員とする調整会議を開催し、情報の共有化や定期的な防災訓練を実施するなど、平常時からの連携強化を図ります。

2 一時滞在施設の指定

区内各駅での帰宅困難者対策として、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための帰宅困難者一時滞在施設を指定します。また、指定にあたっては、駅周辺の公的施設及び民間施設等に対し協力を得ながら拡充を図ります。

3 帰宅困難者の発生抑制に関すること

区内の事業所や学校等に対し、交通機関途絶時の従業員や生徒の留め置きや時差帰宅、食料等の備蓄について、青葉区で作成した「事業所(学校)における帰宅困難者対策ハンドブック」を活用して協力を促します。

4 備蓄品の確保

帰宅困難者向けの災害備蓄品等を、一時滞在施設として指定した施設と調整を行い備蓄していきます。また、青葉区の自宅に保護者が帰って来られない間、各施設に留置きとなる児童等の食料の備蓄についても推進します。

第3節 帰宅困難者への支援

1 一時滞在施設の開設

区災害対策本部は、駅事業者と情報の共有を行い、風水害その他の災害により、鉄道が長期にわたり運行停止となる場合で、区災害対策本部から要請したときに、施設管理者が開設・運営を行います。開設期間は、原則として翌朝までとし、帰宅困難者を一時的に受け入れ、休憩場所のほか、可能な範囲でトイレ、水道水、情報の提供等を実施します。

2 「帰って来られない」人等への情報提供

施設や学校に留置きの児童等に関する情報に関しては、区役所で情報を集約し、区のホームページ「青葉区子ども関連施設被災状況」に掲載することとします。また、区内のコミュニティFMである「FMサルス」や都内のFM局と連携して、災害情報等を提供します。

また、FMサルススマートフォンアプリにより、インターネット放送を通じて区内の災害情報を提供するなど、情報伝達手段の多重化を推進します。



災害・緊急情報をキャッチ!
緊急時は、横浜市などから発表された情報をFMサルスが配信!

- ・スマートフォンがスリープ中、作業中にかかわらずリアルタイムで受信可能。(通知センター機能を利用)
- ・受信ダイアログをスワイプ、タップすることにより、アプリが立ち上がります。

主な通知情報

青葉区からの緊急情報

- ・避難情報
- ・地震情報(震度5強以上)
- ・土砂災害警戒情報 など

青葉区の気象情報

- ・大雨、洪水、大雪に関する警報 など

The illustration shows a smartphone displaying the FM Salsu app interface with a notification for a disaster. To the right, there is a list of emergency information categories: 'Emergency information from Aoyagi Ward' (including evacuation, earthquake, and landslide warnings) and 'Weather information from Aoyagi Ward' (including heavy rain, flooding, and heavy snow warnings). Below the text are four cartoon illustrations depicting a house being hit by lightning, a house being buried in snow, a house being flooded, and a house being hit by a typhoon.

第3部 応急対策

第1章 応急活動基本方針

1 初動体制の確立

入手した気象情報等から警報の発表等を予測し、事前に配備体制の検討を実施するほか、気象予報・警報の発表に基づく警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、早期の措置をとるものとします。

2 災害の規模、状況に応じた段階的配備体制の確立

風水害に対する職員の配備は、気象状況や災害の発生状況に応じて①区災害対策警戒本部、②区災害対策本部の体制とし、順次人員を増強するものとします。

3 災害種別に応じた応急活動体制の確立

河川の増水、浸水、崖崩れによる災害に対処するため、関係局及び区役所が一体となって応急活動を実施します。

4 各種情報受伝達体制の確立

各種システム、ホットライン等を活用し、気象情報、河川情報、災害発生状況、避難勧告等の情報を的確に収集、伝達することにより、迅速に応急活動を実施します。

5 区役所を中心とした救援・救助活動の実施

各地区隊及び区内の各局の出先機関は、区長の活動要請に応じて区役所と一体となった救援・救助活動を推進するとともに、連絡員を派遣するなど区役所との連絡体制を強化するとともに、区長は、災害発生時には、救援・救助活動等の協力を要請し、活動体制を確保するものとします。

また、区長は、区域の災害が大規模となり区役所の活動人員では不足する場合は、市長に支援職員の派遣を要請し、区役所の救援・救助体制を確保します。

6 応援体制の確保

区長は、区域に関係する防災関係機関や協定締結団体に応援を要請します。

第2章 防災組織体制

第1節 区役所の初動体制

平日の夜間、休日の昼夜等における災害等の緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、青葉区では運営責任職で編成する輪番制の班体制により、情報の収受、指令伝達等の応急対策を実施しています。

第2節 区役所と消防署の連携

夜間・休日に突発的な大雨等により被害が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に、消防署は、区役所に代わって次の各項目を実施できるものとします。

1 初期情報の提供

消防署から区役所輪番対応者に発災初期の情報を連絡します。

2 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関(警察署等)、庁内関連部署(土木事務所等)から収集した情報を消防署で取りまとめます。

3 区民への情報提供

広報隊等により緊急情報(河川の水位状況など迅速な避難を事前に促すために必要な情報)を区民に提供します。

4 避難所の開設要請

区民に危険が及ぶおそれがあり、避難所を開設する必要がある場合は、施設関係者に対して消防署から開設を要請します。

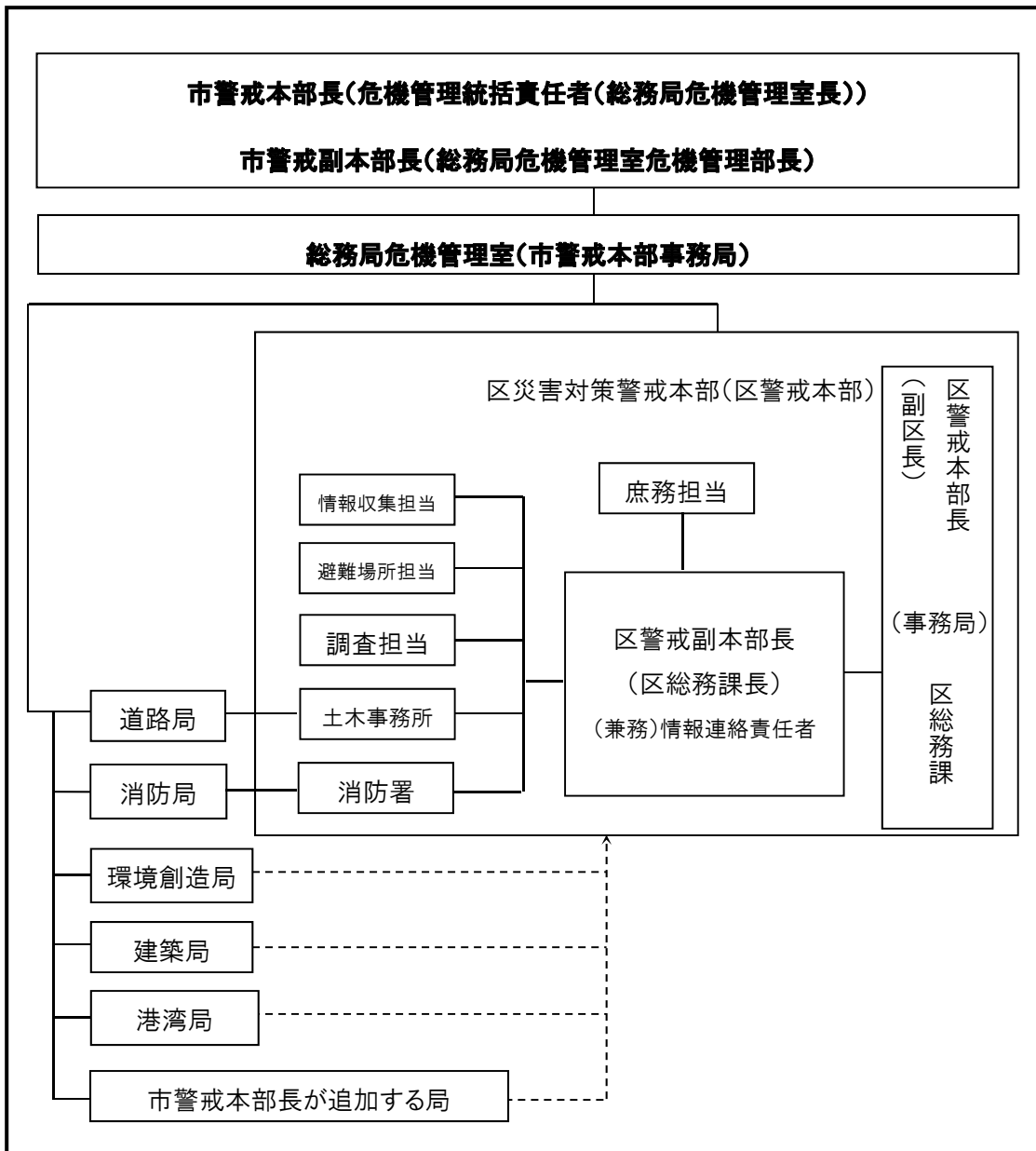
第3章 災害対策本部等の設置

第1節 区災害対策警戒本部の設置

区災害対策警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによります。

- 1 区災害対策警戒本部長
区危機管理責任者は副区長(区役所総務部長)とします。
- 2 設置基準
 - (1) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報(大雨、暴風、暴風雪)及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき(大雪警報のみ発表されたときは、第14章雪害対策による。)
 - (2) 河川の流域区において、国土交通大臣又は神奈川県知事から、その河川を対象とする水防警報のうち、準備、出動、指示のいずれかが発表されたとき
 - (3) 区域に風水害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたとき

【横浜市(区)災害対策警戒本部の組織構成】



- 注1 市警戒本部長は、警報の発表の状況及び災害の発生状況に応じて、構成局を指名又は縮小できる。
- 注2 市警戒本部を構成する局の危機管理責任者は、被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合は、必要に応じ、当該区の警戒本部に支援職員を派遣する。

【区災害対策警戒本部(区警戒本部)の事務分掌】

区警戒 本部長	担当別任務分担
区 危 機 管 理 責 任 者 (副 区 長)	区警戒副本部長(総務課長) 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 情報連絡責任者(総務課長兼務) 1 災害情報の統括に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること。
	庶務担当 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 ・ 会議等の運営 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難勧告等(避難準備情報、避難勧告、避難指示及び屋内待避等の安全確保措置の指示)の発令及び実施に関すること。 6 避難所(特別避難場所等を含む。)の開設及び運営に関すること。 7 区内関係機関への応援要請等に関すること。 8 他の担当の所管に属さないこと。
	情報収集担当 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、水防警報及び洪水予報等の受伝達に関すること。 3 避難情報等の集約や伝達に関すること。 4 住民情報の受付に関すること。 5 その他情報の集約に関すること。 6 通信機器の点検及び確保に関すること。
	(避難場所担当) 1 避難場所(福祉避難場所等を含む。)の開設及び運営に関すること。 2 避難情報の調査、収集に関すること。 ※ 避難場所担当を設置しない場合は、1については庶務担当が、2については調査担当が当該事務を処理する。
	調査担当 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること。 3 避難情報等の調査に関すること。
	土木事務所 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。
	消防署 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関すること。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。

第2節 区災害対策本部の設置

区長(区長が登庁できないときは、区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理者)は、次により、区役所に「区災害対策本部」(以下「区本部」という。)を設置します。

1 設置基準

区本部を設置する基準は、原則として次のとおりとします。

- (1) 市本部が設置されたとき
- (2) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象等(大雨、暴風、高潮、波浪及び暴風雪)に関する特別警報のうち、いずれかの特別警報又は複数の特別警報が発表されたとき(大雪に関する特別警報のみ発表されたときは、第14章雪害対策による。)
- (3) 区域において、総合的な災害応急対策を実施する必要があると認められる規模の風水害による被害が生じたとき
- (4) 区域において河川の堤防の決壊もしくは、はん濫が生じたとき
- (5) その他災害応急対策を実施するうえで、区本部を設置する必要があると認められるとき

2 廃止基準

区本部長は、次の場合には、区本部を廃止することができる。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあつては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければならない。

- (1) 区域において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき
- (2) その他区警戒本部に縮小することが適当であると認められるとき

第3節 区本部の組織・運営

区本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」及び「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」に定めるところによるものとします。

1 組織

- (1) 区本部長
区本部長は区長をもって充てる。
- (2) 区副本部長
副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長をもって充てる。
- (3) 地区隊長及び消防地区本部長

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	土木事務所長
資源循環局事務所地区隊	資源循環局事務所長
水道局水道事務所地区隊	水道区水道事務所長
消防地区本部	消防署長

2 職務内容

(1) 区本部長

- ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
- イ 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)及び区本部各班長に対する指揮命令
- ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示
- エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

(2) 各地区隊長及び消防地区本部長(土木事務所長、資源循環局事務所長、水道局水道事務所長、消防署長)

- ア 所管する災害応急対策の実施
- イ 区本部長からの災害応急対策の指示について対応するが、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報する。

(3) 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)

- ア 区本部長の補佐
- イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

(4) 区本部各班長(課長)

班員に対する指示

(5) 班員(係長、職員)

班長の指示に基づく災害応急対策

3 運営

(1) 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施する。

(2) 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告する。

(3) 地区隊及び各局出先機関は、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣する。

(4) 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催する。

(5) 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班(各隊)の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告する。

(6) 区本部会議には、必要に応じて、区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求める。

(7) 区本部長、区副本部長、班長(隊長)等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行う。

4 資機材等の確保

区本部は、原則として、区庁舎4階総務課内に開設します。

区本部を設置した時は、区長は、直ちに区本部を運営するために次の措置をとり、防災行政用無線設備の保全等区本部の機能を確保します。

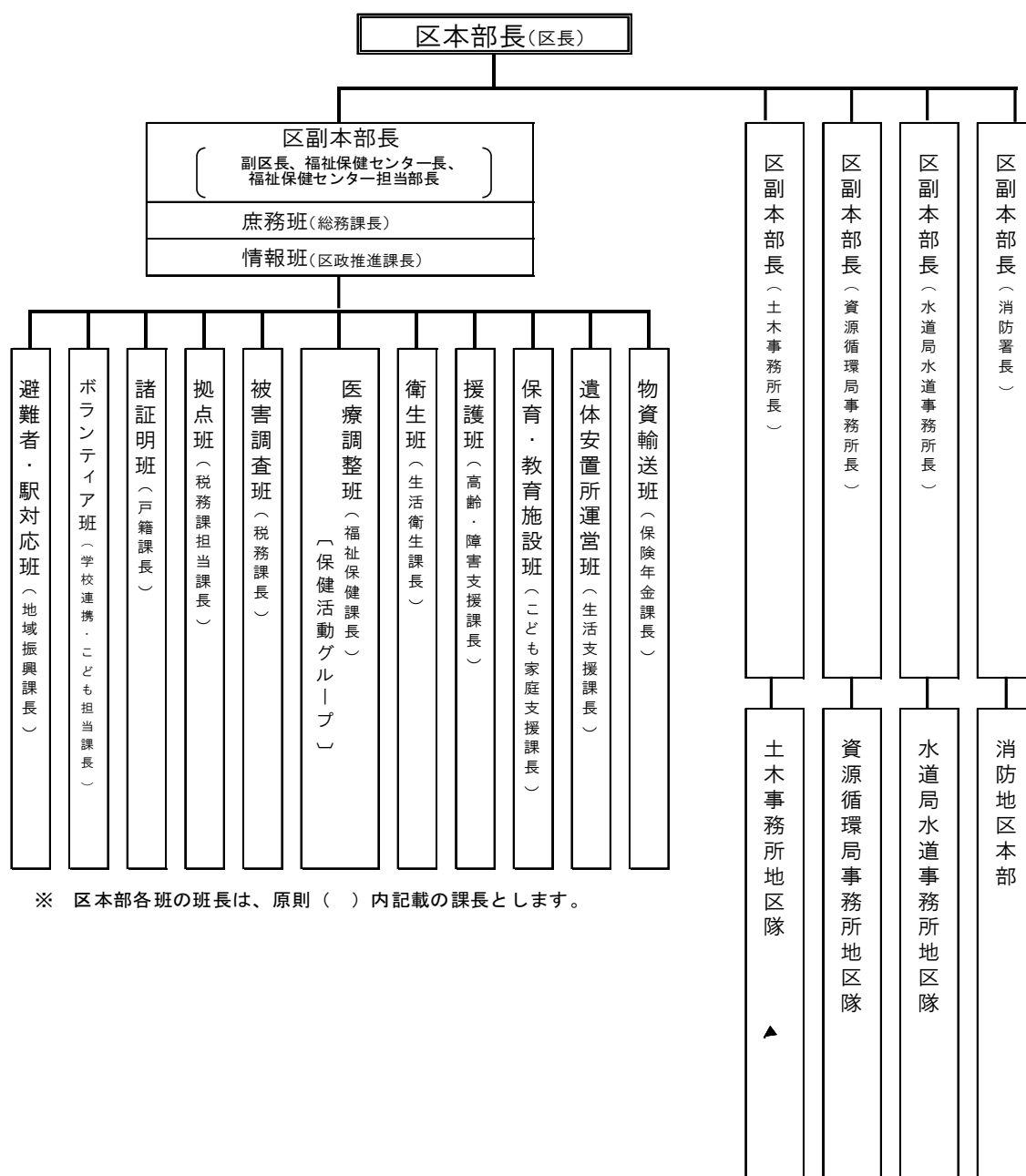
区本部の開設に必要な資機材等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区災害対策図版 ・ 携帯ラジオ ・ 可搬型無線機 ・ 被害状況表 ・ テレビ ・ その他必要な資機材
確保する通信機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政用無線(固定系、移動系) ・ 横浜市アマチュア無線機の機能 ・ 危機管理システム
自家発電設備、携帯発電機等確保する非常電源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電設備の点検整備 ・ 各区所有の携帯発電機の機能点検及び燃料等の確保

5 区本部の組織及び事務分掌

- (1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (2) 勤務時間外の初動体制では、動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。

※ 職員へのバックアップ体制として、交代要員及び保育対応等の職員の確保を考慮します。

区災害対策本部組織図



※ 区本部各班の班長は、原則 () 内記載の課長とします。

【事務分掌】

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関する事。 2 本部長命令の伝達に関する事。 3 区本部の庶務及び記録に関する事。 4 区本部内各班の連絡調整に関する事。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 6 報道及び広報対応に関する事。 7 災害関連情報に関する事。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関する事。 9 警戒区域の設定に関する事。 10 避難勧告等に関する事。 11 職員応援要請に関する事。 12 支援職員の受入れに関する事。 13 他都市応援職員の受入れ等に関する事。 14 職員の動員に関する事。 15 職員の厚生に関する事。 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関する事。 18 庁舎の管理保全に関する事。 19 所管車両の保全に関する事。 20 区本部の予算、経理に関する事。 21 区災害応急対策計画の策定に関する事。 22 区災害復旧計画の策定に関する事。 23 災害救助法適用時における救助経費求償関連事務の実施に関する事。 24 他の班の所管に属さない事。 25 その他特命事項に関する事。
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関する事。 2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事。 3 被害状況(人的・物的)の集約に関する事。 4 応急対策活動の集約に関する事。 5 災害関連情報の広報に関する事。 6 通信機器等の保全に関する事。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関する事。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関する事。 9 指定管理施設の被害状況に関する事。
避難者・ 駅対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時避難所、避難所、帰宅困難者一時滞在施設の避難者の把握に関する事。 2 補完施設の被災状況の把握に関する事。 3 避難者の安全確保に関する事。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関する事。 5 主要駅等での情報収集・広報に関する事。 6 被害情報等の収集・伝達に関する事。 7 帰宅困難者対応に関する事。 8 帰宅困難者一時滞在施設の運営または支援に関する事。 9 その他必要な事項に関する事。

班	事務分掌
ボランティア班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事。 3 必要なニーズ等の広報に関する事。 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。
諸証明班	1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。 2 建物等(火災以外の被害)の罹災証明の発行に関する事。 (災害救助法が適用された場合、消防局消防地区本部と協力して実施)
拠点班	1 避難場所の開設及び運営に関する事。 2 避難場所及び周辺地域の被災状況(死者、負傷者等)、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関する事。 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する事。 4 避難者の対応に関する事。 5 避難者への情報提供・広聴に関する事。 6 市民が任意に設置した避難場所の把握に関する事。 7 避難者の生活相談に関する事。
被害調査班	1 区内の被害状況の調査に関する事。 2 建物等の被害認定調査の実施に関する事。 (災害救助法が適用された場合、消防局消防地区本部と協力して実施) 3 災害廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事。
医療調整班	1 仮設救護所の設置及び運営に関する事。 2 負傷者の医療援護に関する事。 3 医薬品、医療資器材等の調達に関する事。 4 医療機関の被災状況の把握に関する事。 5 診療可能医療機関の情報提供に関する事。 6 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事。 7 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 8 精神保健医療相談窓口の開設に関する事。 9 避難場所等の巡回診療に関する事。 10 被災者の保健活動及び保健活動グループに関する事。
衛生班	1 消毒及び衛生に関する事。 2 生活衛生に関する事。 3 飲料水及び食品の衛生確保に関する事。 4 動物の保護収容に関する事。 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関する事。
援護班	1 要援護者のための特別避難場所の設置及び運営に関する事。 2 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関する事。 3 避難場所等の要援護者の状況把握に関する事。 4 要援護者の特別避難場所の受入れに関する事。 5 被災者の生活相談に関する事。 6 特別避難場所の閉鎖及び要援護者移送に関する事。 7 応急仮設住宅への入居募集に関する事。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。 9 被災者生活再建支援金に関する事。 10 義援金に関する事。 11 その他要援護者の支援に関する事。

班	事務分掌
保育・教育施設班	1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関する事。 2 保育・教育施設等との連絡調整に関する事。 3 区本部庶務班との連絡調整に関する事。 4 市立保育所の児童の安全確保に関する事。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関する事。 6 市立保育所の保育の早期再開に関する事。 7 市立保育所の児童の引渡しに関する事。 8 緊急保育に関する事。
遺体安置所運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に関する事。 2 行方不明者の把握に関する事。 3 関係機関(県警、医師会、歯科医師会)との調整に関する事。 4 引取人のいない焼骨に関する事。
物資・輸送班	1 区集配拠点の設置及び運営に関する事。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関する事。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関する事。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関する事。 5 不足救援物資等の把握に関する事。
土木事務所地区隊	1 道路の被害状況の把握に関する事。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関する事。 3 緊急輸送路等の確保に関する事。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関する事。 5 河川、下水道管きよ、公園緑地の被害状況の把握に関する事。 6 河川、下水道管きよ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関する事。 7 工事箇所の実施に関する事。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関する事。
資源循環局事務所地区隊	1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関する事。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関する事。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関する事。 4 トイレ対策班への応援に関する事。
水道局水道事務所地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関する事。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関する事。

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。

※ 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 水道局水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第4章 職員の配置・動員

職員は、区本部が設置された場合等は、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

第1節 職員の配備体制

1 警戒本部設置時の配備

区危機管理責任者(副区長)は、区警戒本部を設置したときは、原則として災害対策配備基準表に定める1号又は2号配備を基本とした体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて、人員を増強又は縮小できます。

2 災害対策本部設置時の配備

(1) 区長は、区本部を設置したときは、災害等の規模及び態様に基づき、災害対策配備基準表の3号、4号又は5号のいずれかの配備体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて人員を増強又は縮小できます。

ただし、市長が配備体制を示して配備指令を発令した場合は、その配備体制をとることとし、市長の承認がない限り、人員を縮小することができないものとします。

(2) 市本部が設置されていない間において区本部を設置した場合、区本部長は、前記(1)により配備体制を発令します。

3 配備基準

配備体制の内容及び発令基準は、次のとおりです。

種別	配備体制	発令基準	
警戒本部	1号配備	局地的な被害の発生が予想される場合又は発生した場合に対応するため、情報収集連絡及び小災害に対処できる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、局地的災害の発生が予想される場合に発令する。
	2号配備	局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合で応急措置及び防除活動を行うことができる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、局地的災害が発生し始めた場合に発令する。
災害対策本部	3号配備	災害の発生が数区にわたり、更に拡大の可能性が強く、災害防除の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる体制とする。	市域を対象とする特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪)が発表された場合及び台風又は局地的大雨等により数区にわたって災害が発生した場合に発令する。
	4号配備	数区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防除及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合に発令する。
	5号配備	市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合で、緊急に総力をあげて対処する体制とする。	台風又は局地的大雨等により、市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合に発令する。

4 勤務時間内の職員配置

警戒本部又は本部設置時は、必要に応じて通常業務を一部縮小又は停止して、それぞれの配備人員により、あらかじめ定めた任務分担により職員は配備につきます。

5 勤務時間外の職員配置

警戒本部又は本部設置時は、次節に定める動員計画に基づき、あらかじめ定めた任務分担により職員は参集します。

警戒本部長等は、職員の参集状況に応じ、順次、優先して応急対策を実施する必要のある班を編成します。この場合、優先して編成する班にあらかじめ定められた職員以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができます。

なお、各配備体制に応じた職員が参集した時点であらかじめ定めた職員による班編成に移行します。

6 区本部への応援体制

(1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときや技術的助言を得る必要があるときに、市本部長に他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。

(2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い

区に一定期間派遣します。

第2節 職員の動員体制

1 職員の動員

本市職員は、区本部が設置される場合は、動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に動員できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて、直ちに動員しなければなりません。また、動員時に自身の安否情報及び動員情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

2 参集時の留意事項

職員は、「横浜市職員危機管理ポケットブック」を参考にし、速やかに行動を開始します。

3 動員時の職員の安全衛生管理

災害応急対策の実施にあたり、従事職員の安全衛生管理上必要な措置を講じます。発災初期から、被害等状況、参集人数等の実情に応じ、「災害時の職員の健康管理の手引き」を参照し、次の項目について実施します。

(1) 安全確保

従事にあたっては、道路や建物の損傷、火災、危険物質の発生などのリスクを予測し、職員の安全対策を確実に実施します。

(2) 体調管理

休養、食事の確保に配慮するとともに、感染症の予防、ストレスへの対処策を実施します。

第5章 情報の収集・伝達

第1節 情報受伝達方針

- 1 災害応急対策には、区内の災害・被災情報の早期把握が重要となることから、区本部で正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や市民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

第2節 情報の種類

情報区分	情報の概要
気象特別警報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する特別警報(波浪、高潮特別警報を含む。)※特別警報は、法律上は警報の一種である。
気象警報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する警報(波浪、洪水、高潮警報を含む。)
気象注意報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する注意報(波浪、洪水、高潮注意報を含む。)
気象情報	横浜地方気象台が発表する警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完のための情報
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報
土砂災害緊急情報	大規模な土砂災害が急迫している状況において、国土交通省又は神奈川県が重大な被害の想定される区域・時期について発表する情報
土砂災害警戒判定メッシュ情報	土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km(メッシュ)毎に階級表示した情報
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に横浜地方気象台が発表する情報
水防警報	水防法第16条の規定により国土交通大臣及び神奈川県知事が指定した河川について発表する警報
洪水予報	国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する多摩川の洪水予報、又は京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同で発表する鶴見川の洪水予報(氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報)
河川情報	水防警報以外の、河川の水位、潮位等による河川等の状況(護岸等の被害を含まない。)に関する情報
災害情報	現場での活動を必要としている又は活動中の火災・建物崩壊・崖崩れなどの情報(災害の推移状況を含む。)
被害情報	災害により受けた、生命・身体・財産等の被害で、職員等が調査を実施して確定した被害の情報
避難情報	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、屋内での安全確保措置の指示、避難場所の開設等の避難に関する情報
活動情報	本部運営状況、被災者に対する給水活動、食料の供給等の救助活動(災害救助法が適用された場合を含む。)等の情報

第3節 気象庁の発表する注意報、警報及び特別警報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報又は警報を行い、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起します。

1 一般の利用に適合する警報及び注意報の種類等

横浜地方気象台が発表する警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりです。

警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行います。

注意報は、気象等の現象により、被害が予想される場合に行います。

警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報とします。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称します。大雨警報報に関しては、警戒が必要な災害(土砂災害、浸水害)について、その旨を示して発表します。

また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行います。

注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、融雪注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、なだれ注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報とします。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称します。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行います。

さらに、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で神奈川県土砂災害警戒情報を発表します。

◆警報・注意報の種類及び発表基準(地震津波、火山現象に関するものを除く。)

種類	基準要素	注意報	警報
大雨 (浸水害)	表面雨量 指数基準	表面雨量指数 10	表面雨量指数 15
大雨 (土砂災害)	土壌雨量 指数基準	土壌雨量指数基準 63	土壌雨量指数基準 91
大雪	12時間の 積雪の深さ	5cm	10cm
洪水	流域雨量 指数基準	矢上川=11.5、早瀬川=10、鳥山川=4.6 大熊川=4.8、恩田川=11.9、有間川=4.8 境川=19、柏尾川=11.2、宇田川=5 和泉川=6、相沢川=4、いたち川=6.6 阿久和川=6.4、新田間川=13.2 大岡川=11.8、今井川=5.3、帷子川=10 日野川=6.8	矢上川=14.4、早瀬川=12.5、鳥山川=5.8 大熊川=6.1、恩田川=14.9、有間川=6.1 境川=23.8、柏尾川=14.1、宇田川=6.3 和泉川=7.5、相沢川=5、いたち川=8.3 阿久和川=8、新田間川=16.6 大岡川=14.8、今井川=6.7、帷子川=12.6 日野川=8.5
	複合基準 ※1	早瀬川(10、8)、鳥山川=(6、4.6) 恩田川=(6、11.3)、柏尾川(6、11.2) 和泉川=(10、3)、いたち川=(6、6.6) 阿久和川(9、5.1)、新田間川=(6、12.8) 大岡川=(6、11.6)、今井川=(6、5.3) 帷子川=(10、8)、鶴見川=(9、22.3)	鳥山川=(9、5.3)、柏尾川=(9、12.6) 和泉川=(11、4.1)、いたち川=(9、7.5) 阿久和川(9、7.3)、大岡川=(9、12.9) 今井川=(9、6)、鶴見川=(9、22.3)
暴風	平均風速		陸・海上 25m/s
強風	平均風速	陸・海上 12m/s	
暴風雪	平均風速		陸・海上 25m/s(雪を伴う)
風雪	平均風速	陸・海上 12m/s(雪を伴う)	
波浪	有義波高		3.0m
高潮	潮位		2.3m
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾燥	湿度	最小湿度 35%、実効湿度 55%	
濃霧	視程	陸上 100m、海上 500m	
霜	最低気温	4℃以下(発表期間は原則 4月1日～5月20日)	
低温	最低気温		
融雪		※2	
なだれ		※2	
着氷・ 着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合	

注1 神奈川県「記録的短時間大雨情報」は、1時間雨量が100mmを超えた場合に発表する。

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

※2 「融雪注意報」及び「なだれ注意報」に関しては、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準を定めていない。

2 特別警報の発表及び区民

特別警報は、横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する警報の一種で、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に行います。気象等に関する特別警報の種類及び発表基準は次のとおりです。また、特別警報が発表された場合、市は市民に対する周知の措置が義務付けられていることから、区においても様々な広報手段を活用して区民に対し周知の措置を実施します。

◆特別警報の種類及び発表基準(地震津波、火山現象に関するものを除く。)

(気象庁ホームページに掲載 <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsukeiho/kizyun.html>)

特別警報	大雨	台風や局地的大雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

現象の種類	特別警報の指標
大雨	次の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合 ① 48時間雨量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km四方の格子(メッシュ)が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現した場合 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現した場合(ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント)
暴風	伊勢湾台風級(中心気圧930hpa以下、風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
高潮	・ 台風については中心気圧、風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域における大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表 ・ 温帯低気圧については風速50m/sが予想される地域における大雨・暴風(雪)・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表
波浪	
暴風雪	
大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

※ 横浜の雨に関する50年に一度の値 48時間雨量:360mm、3時間雨量:138mm、土壌雨量指数:229

※ 横浜の50年に一度の積雪深値:32cm(ただし、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、あくまで参考値として示されているもの)

3 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

暴風雨、大雨、洪水、高潮により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行うことになっている水防活動用の気象警報及び注意報は、前記(1)の大雨警報及び注意報の発表をもって代ることとし、水防活動用の洪水及び高潮に関する警報及び注意報は、前記(1)の洪水及び高潮に関する警報及び注意報の発表をもって代えることとします。

4 観測情報の種類

気象解析等業務委託機関からの情報	横浜防災気象情報、天気予報、降水短時間予測、気象レーダ、アメダス、気象衛星ひまわり雲画像、天気図、台風情報、地震情報、津波予報、警報注意報
本市の観測機器等による情報	環境創造局雨量監視システム(レインアイよこはま)、道路局河川水位・遊水地情報、港湾局潮位観測情報、消防局雨量情報、横浜市地震情報

5 横浜防災気象情報

時系列予測情報	発表時刻から明後日の48時間後までの天気及び1時間ごとの降水量に関する予報	
降水量情報	発表時刻から24時間後まで及び24時間後から48時間後までの期間の総降水量、1時間最大降水量、3時間最大降水量の予測	
臨時情報 (警戒情報)	大雨(雪)監視情報	1時間雨量10mm以上が予測される場合 (警戒情報「大雨に対する監視が必要です。」)
	大雨(雪)監視強化情報	1時間雨量10mm以上が予測される場合又は3時間雨量30mm以上が予測される場合 (警戒情報「大雨に対する監視強化が必要です。」)
概況	気象解析等業務委託機関の気象予報士による気象に関する概況説明	

※ 危機管理宿日直職員、区防災宿日直職員及び災害応急対策員は、勤務時間外において、危機管理システム又は気象解析等業務委託機関のシステムの端末機により、上記の横浜防災気象情報を定時に確認し、市内の気象状況を把握する。

※ 危機管理システムの端末機に障害が生じた時は、総務局危機管理室情報技術課長(勤務時間外においては、災害応急対策員)が各区役所に有線又は無線ファクシミリで伝達する。

第4節 情報受伝達体制等

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示すあらゆる通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努める。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) ホットライン
- (4) 加入電話及び庁内電話
- (5) 地域BWA
- (6) アマチュア無線等
- (7) 伝令の派遣

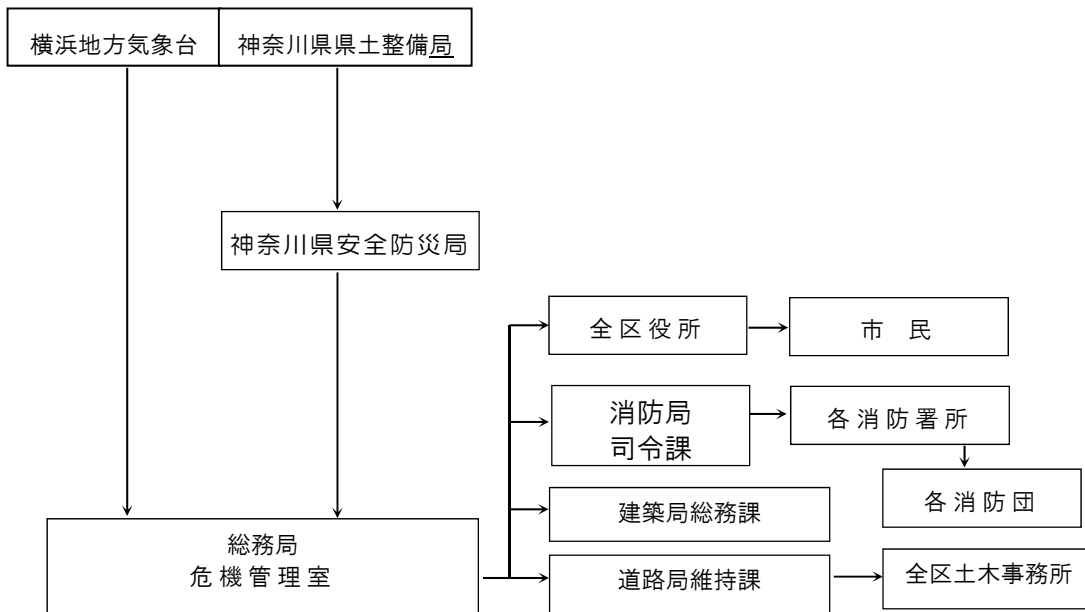
2 情報収集員

地区隊長、各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたらせます。

第5節 土砂災害警戒情報の受伝達

市内土砂災害警戒区域等における土砂災害警戒情報は、次の受伝達系統図により伝達されます。

【土砂災害警戒情報受伝達系統図】



各区局長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達します。

なお、関係区長は、土砂災害警戒区域内(土砂災害警戒区域が指定されていない区については、土砂災害危険箇所内)に本計画別冊「第6部 地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地」で定める要援護者施設がある場合には、ファクシミリやEメール等により土砂災害に関する情報等を伝達します。

関係区長は、神奈川県県土整備局砂防海岸課が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報を把握し、避難勧告等(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示)の発令の参考とします。

※ URL <http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

土砂災害警戒情報の発表対象地域は、次の2つに分割されます。

発表対象地域名称	地域
横浜市北部	鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区
横浜市南部	西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区

第6節 水防警報の種類、内容及び発表基準等

国土交通大臣及び神奈川県知事は、あらかじめ指定した河川及び海岸について、水防法第16条第1項に基づく水防警報を行います。その種類、内容及び発表基準は次のとおりです（横浜市内の指定は河川のみ。）。

■水防警報の種類

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象、予警報等及び河川、海岸等の状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出動を準備させる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

■水防警報を行う河川の経路表と水防警報伝達先

水系	河川名	行政区名
鶴見川	鶴見川	鶴見区、港北区、 緑区、青葉区、 都筑区
	早渕川	港北区、青葉区、 都筑区
	矢上川	港北区
	大熊川	港北区、都筑区
	恩田川	緑区、青葉区
	烏山川	神奈川区、港北区
	梅田川	緑区
	(鴨居川)	緑区
	砂田川	神奈川区、港北区
	帷子川	帷子川
(帷子川分 水路)		
今井川		
(石崎川)		
(新田間川)		
中川		

水系	河川名	行政区名
境川	境川	戸塚区、泉区、 瀬谷区
	和泉川	戸塚区、泉区、 瀬谷区
	宇田川	戸塚区、泉区
	柏尾川	戸塚区、泉区
	阿久和川	戸塚区、泉区、 瀬谷区
	平戸永谷川	港南区、戸塚区
	舞岡川	戸塚区
	名瀬川	戸塚区
	いたち川	栄区
	大岡川	大岡川
(大岡川分水 路)		港南区、磯子区
(日野川)		港南区
(中村川)		中区、南区
(堀割川)		南区、磯子区
(堀川)		中区
宮川	宮川	金沢区
侍従川	侍従川	金沢区

注1 ()内の河川は、神奈川県知事が水防警報を行う河川とされているが、基準水位観測所の設置がないため、実際には水防警報が行われていない河川

注2 降雨の有無に関わらず、満潮時においては、河川水位への影響が大きい場所があり、その場合は水防警報が発表されることがある。

■青葉区内の河川水位

[単位:m]

河川名	観測所	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	溢水水位
鶴見川	寺家橋	2.75	3.50	3.90	4.80	5.80
恩田川	浅山橋	2.40	3.20	3.20	3.45	4.80
早渕川	鍛冶橋	1.40	2.10	2.10	2.75	3.90
奈良川 (相当水位)	住吉橋			1.50	2.50	3.10

第7節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

災害情報については、市本部と区本部との情報受伝達は防災行政無線(ホットライン)の活用及び危機管理システムの入力を原則とします。

防災行政無線(ホットライン)並びに危機管理システムが使用できない場合及び他施設との情報受伝達については本市の無線通信網を活用することとし、次いで加入電話及び庁内電話、パソコン・携帯電話、ファクシミリなど、あらゆる通信手段を活用することとします。

2 区本部の報告方法

区本部は、次の情報を収集し、市本部に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報事項

人的被害、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民からの通報等により収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の発生が概ね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 報告する被害種別

人的被害	死者数、行方不明者数、負傷者(重症、軽傷)数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数、世帯数、人員数
非住家被害	全壊、半壊、一部破損、浸水、その他の浸水の棟数
その他の被害	田畑の流出・埋没又は冠水面積、文教施設の被害箇所数(1施設1箇所とする。)、病院の被害箇所数(1施設1箇所とする。)、道路の被害箇所数、橋りょうの被害箇所数、河川の被害箇所数、港湾の被害箇所数、砂防施設の被害箇所数、清掃施設の被害箇所数、土砂災害の箇所数、鉄道不通の箇所数、被害船舶の隻数、断水戸数(水道)、供給停止戸数(ガス)、通話不能回線数(電話)、停電戸数(電気)、ブロック塀の被害箇所数、その他の被害箇所数等
り災世帯数 り災者数	—

4 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録することとします。

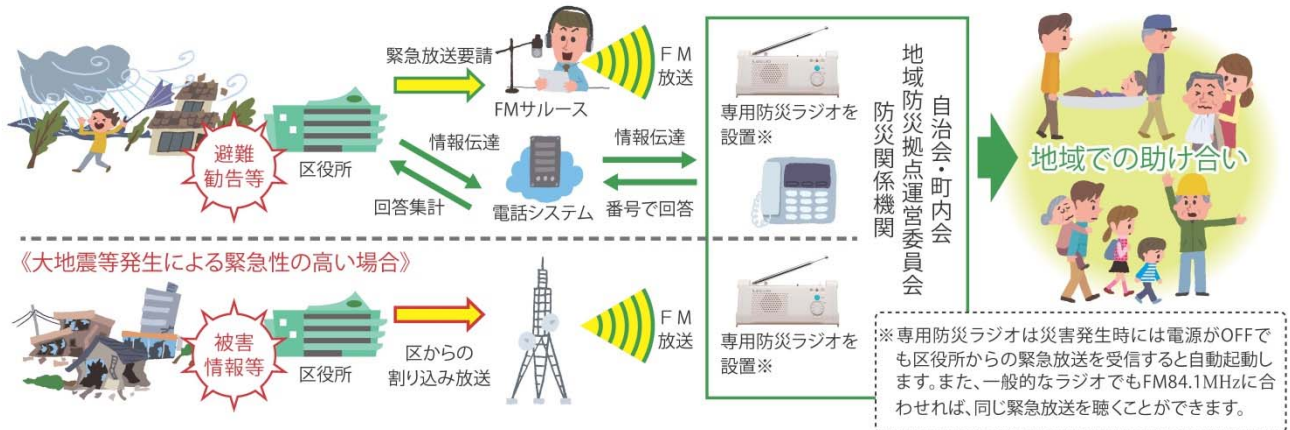
また、事後の振り返り・検証等のため、活動内容を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第8節 青葉区版防災情報伝達システム

避難勧告、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情報を自治会・町内会、地域防災拠点運営委員会、防災関係機関等に伝達する、青葉区が新たに導入する区独自のシステムで、専用防災ラジオと電話を活用した情報伝達を行います。その情報を地域で活用していただき、災害の被害を減らすことを目指します。

また、ICTの活用として、FMサルススマートフォンアプリの導入により、FMサルス放送及びプッシュ通知機能を利用して、区民に幅広く情報伝達を行います。

〈システムイメージ図〉



〈FMサルススマートフォンアプリのイメージ図〉



第9節 災害時広報・報道

区本部長は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、市民生活の安定化を図るほか、被災者の生活再建を促進することをねらいとし、保有するさまざまな機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況及び生活関連情報等を広報します。

また、上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は総務局危機管理室に対し、上空からの広報を要請します。

1 災害時広報

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、避難勧告・指示情報、応急対策活動等の状況、医療情報、ライフライン等の状況及び生活支援情報等について、広報を行います。

2 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は市本部が行います。

第10節 広聴・相談活動

1 臨時区民相談室の開設

被災者の生活相談や援助業務の一環として、区役所及び避難場所で状況に応じ、臨時区民相談室を開設して、要望、苦情等を聴取し災害活動に反映させます。

2 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がるので、必要な情報を提供し市民からの問合せに対応します。

第6章 水防活動

第1節 水防活動の内容

1 河川等の監視、警戒

道路局河川部、土木事務所、消防署等は、随時、区域内の河川等(下水等の内水を含む、以下同じ)を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに道路局河川管理課(道路局情報収集班)を通じ、河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

2 水防用資器材の調達

土木事務所は、水防活動に伴う必要な資器材として、本市水防倉庫備蓄資器材を使用するとともに、緊急調達の方法についてあらかじめ定めておきます。緊急調達してもなお不足する場合は、神奈川県水防支部長に対して資器材の提供を要請します。

3 決壊等の通報及び決壊後の措置

(1) 決壊等の通報

道路局長、総務局長及び区本部長は、堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を該当する河川に応じ横浜治水水防支部、相模原土木水防支部、藤沢土木水防支部、川崎治水水防支部及びはん濫が予想される隣接市町村に通報します。また、鶴見川(国土交通省管理区間)の決壊等については、京浜河川事務所に通報します。

(2) 決壊後の措置

堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合、区役所及び消防署は住民の救出及び避難を第一に行い、土木事務所は横浜建設業防災作業隊等の機関と協力し決壊箇所に応じた水防工法を行い、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めます。

第2節 水防活動の業務分担

水防活動は、総務局、環境創造局、道路局、消防局及び区警戒本部(区本部)が密接に連携を図り実施します。

また、現場活動においては、区警戒本部(区本部)、消防署(消防地区本部)、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施します。

総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨、洪水等の気象注意報・警報及び台風に関する情報の各区局への通報 2 水防警報の各区局への通報 3 被害情報の収集及び集約 4 複数の区にまたがる広域的な避難の準備、勧告又は指示
環境創造局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水再生センター、ポンプ場の操作の確保 2 公共下水道施設に係る被害状況の把握 3 公共下水道施設の建設工事箇所の被害防止措置の実施
道路局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報の各土木事務所への伝達及び配備指令 2 道路、河川・水路等の被害状況把握と総務局への報告 3 道路、河川・水路等の被害箇所の応急対策立案・実施
区警戒本部 (区本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理システム又は危機管理室から受信した気象情報等の土木事務所(土木事務所地区隊)及び区域の防災関係機関への通報 2 土木事務所(土木事務所地区隊)、消防署(消防地区本部)との連絡、また、気象の悪化が予想される場合は重点区域に対する厳重な警戒巡視の実施、事態に即応した措置の実施 3 区域の被害状況の集約、市本部への報告 4 区域住民に対する広報の実施 5 勧告等の発令及び実施 6 大雨により河川等の増水が予想される場合の、土木事務所及び消防署への親水拠点等河川安全パトロール等の要請 <p>土木事務所(土木事務所地区隊)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水害を未然に防止するため管内の河川等又は遊水池等の水位の観測及び重要水防箇所等の監視 2 建設工事現場において、工事現場、あるいはこれに伴う市民への二次的な被害が予想される場合の、建設現場での二次災害の発生の未然防止策の実施 3 水防工法を実施する必要がある場合の、横浜建設業防災作業隊に対する出動等の指示の実施及び技術的な指導 4 河川等から溢水するおそれがある場合又は堤防の決壊場所等において水害防止又は軽減を図るための、積土のう、せき板等の水防工法の実施 5 降雨や河川の水位等の情報収集 6 区警戒本部(区本部)、消防署(消防地区本部)、あるいは県機関等との連絡 7 管内の河川、下水道施設(水再生センター、ポンプ場を除く。)の被害状況の把握、被害箇所の応急措置の実施、環境創造局又は道路局への連絡 8 大雨により河川等の増水が予想される場合の、区警戒本部(区本部)からの要請による、親水拠点等河川安全パトロール等の実施

第7章 崖崩れ災害応急対策

第1節 早期の避難対策

区本部長は、危機管理システムにより区域の降雨量を把握するとともに、消防署(消防地区本部)、土木事務所(土木事務所地区隊)及び住民と協力し、大雨警報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき、又は区域内に相当の降雨があったときは、次により住民の早期の避難対策を講じます。

なお、区本部長は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地としてあらかじめ指定した区域の住民に対して避難勧告を発令します。その他の崖地についても、住民から前兆現象の通報等があった場合は、降雨等の状況にかかわらず速やかに避難対策を講じます。

また住民は、前兆現象を発見した場合、区役所(区警戒本部、区本部)に連絡するとともに、切迫した状況と判断したときは自主的に避難する等の適切な行動をとります。

1 事前の避難

具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行います。

2 崖地の緊急警戒・巡視

崖崩れ災害の発生が予想される場合は、次の箇所を中心に崖地の警戒・巡視体制を強化します。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域(特に工事施工前、施工中のものを重点に行う。)
- (2) 土砂災害警戒区域等
- (3) 宅地造成中の箇所(施工者への災害防止指導)
- (4) 災害経歴箇所(特に最近崖崩れがあった箇所を重点に行う。)

3 住民等への情報伝達

崖崩れの発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起するとともに、各区が作成する避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、避難勧告等を実施します。

4 要援護者の避難対策

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の自力避難が困難な要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めます。

第8章 避難と受入れ

第1節 避難行動の考え方

1 避難行動の原則

「避難行動」は、数分後から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」であり、居住地の地形、住宅構造、家族構成等によりとるべき避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則です。住民等は降雨等の状況や前兆現象の確認に自ら努め、切迫した状況と判断したときや避難勧告等が発令された場合は、速やかに自宅等の状況に応じあらかじめ決めておいた避難行動をとります

2 避難行動

(1) 立ち退き避難(水平避難)

避難場所、近くの高台、公園など安全な場所に避難します。

(2) 屋内での安全確保措置

ア 建物の2階以上などへの避難(垂直避難)

屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動や近隣の高い建物、強度の強い建物へ避難します。

イ 建物内の安全な場所で待避(屋内待避)

夜間や危険が差し迫っている場合など、屋外へ避難するとかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、建物内のより安全な場所で待避します。

第2節 避難勧告等

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。このため、避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達します。

また、大雨等によりすでに浸水が始まっており、足元が見えない等の状況の場合や、竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、あらかじめ指定した避難施設等の屋外に避難することでかえって危険が及ぶおそれがあることから、状況に応じて自宅等の屋内や近隣の建物の2階以上に避難して身の安全を確保する「屋内での待避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下、「屋内待避等の安全確保措置」という。)」をとるよう指示します。

1 避難勧告等の発令

避難勧告等は、各区において避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、区長名で行います(複数の区にまたがる広域的な避難を行う必要があるときは、市長名で行います。)

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

区本部長は、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった状況である場合に発令します。

(2) 避難勧告・避難指示(緊急)

区本部長は、災害のおそれがある場合等において特に必要と認める地域の住民等に対し、避難行動をとらせる必要が生じた場合に避難行動が必要な地域を示して発令します。

避難勧告・指示の発令時には、指定緊急避難場所等への避難とともに、外が危険な場合には「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や「屋内での安全確保措置(本章第1節2避難行動参照)」をとることを併せて伝達します。

区分	発令の目安	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<p>[河川]</p> <p>①「避難判断水位」に到達して、上流域の降雨等により、引き続き、水位上昇が見込まれる場合</p> <p>②台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合(夜間から明け方に避難勧告の発表が予想される場合)</p> <p>③漏水等が発見された場合</p>	<p>①要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、立ち退き避難する。あらかじめ指定した避難所等への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)</p> <p>②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</p>
	<p>[土砂災害]</p> <p>①強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>②夜間から明け方に避難勧告を発令することが予想される場合</p>	

区分	発令の目安	住民に求める行動
避難勧告	<p>[河川の氾濫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「氾濫危険水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 ②「氾濫注意水位」を超えた状態で、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 ③異常な漏水等が発見された場合 ④「氾濫注意水位」を超えた状態で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難場所等へ立ち退き避難する。 ②小河川・下水道等による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ③避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」をとる。
	<p>[土砂災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③土砂災害の前兆現象が発見された場合 	
避難指示 (緊急)	<p>[河川の氾濫]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①越水、溢水のおそれのある場合 ②異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③決壊や越水・溢水の発生 ④「氾濫発生情報」が発表された場合 ⑤樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ②避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」をとる。
	<p>[土砂災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ②土砂災害が発生した場合 ・ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 	
屋内での安全確保措置の指示	大雨等により既に浸水が始まっている場合や、竜巻のように屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合	自宅等の建物内に留まり、安全を確保する。

(3) 屋内待避等の安全確保措置の指示

区本部長は、竜巻等の突風災害が発生した場合や災害の拡大により危険が切迫し、かつ、夜間や激しい降雨時、道路冠水時など避難路上の危険箇所の把握が困難な場合等屋外への避難を行うことにより、かえって避難中に被災する可能性がある場合に発令します。

(4) 避難勧告、避難指示(緊急)及び屋内待避等の安全確保措置の指示の実施者

避難勧告、避難指示(緊急)・指示、屋内待避等の安全確保措置の指示の実施は、避難を必要とする現地の状況に応じて、区役所職員、消防署員等が行うものとし、警察署等の防災関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施します。

3 避難勧告等の伝達及び避難誘導

(1) 伝達方法

ア 区本部長及び消防地区本部長は、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、車両による対象区域内の巡回広報、青葉区版防災情報伝達システム、町内会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、緊急速報メール、市ホームページ等により避難勧告等を伝達し、町の防災組織等の協力を得て避難誘導を行います。

イ 聴覚障害者への伝達

区本部長は事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信します。

4 避難・誘導方策

区本部長は、消防、警察、地元自治会、町内会及び関係機関の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めます。

5 避難勧告等の解除

区本部長は、避難勧告又は指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示します。

また、避難準備情報を解除した場合は、車両による対象区域内の巡回広報、町内会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、市ホームページ等により、その旨を伝達します。

6 報告等

(1) 区本部長が避難勧告等を実施した場合

区本部長は、避難勧告等を実施したときは、次の報告事項を危機管理システム及びホットラインにより速やかに報告します。(解除のときも同様に報告します。)

なお、避難情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、次の報告事項のうち、明らかになった事項から報告し、順次、情報を追加します。

報告事項	1 避難勧告等の実施日時
	2 避難の対象地域
	3 避難対象世帯数及び人員数
	4 収容対象施設(学校名、所在地等)
	5 その他必要な事項

(2) 関係機関等への連絡

区本部長は、所轄警察署に対し、その内容を通報します。

(3) 各避難所の活動報告

区本部長は、開設した避難所での活動を、市本部長の指示に基づいて報告します。

第2節 警戒区域の設定及び立ち退き

区本部長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。

第3節 避難所の開設・運営

1 避難施設

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に対して避難勧告等が発令された場合の避難施設は、原則として、指定緊急避難場所や公共施設などの避難施設とします。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、住民は、切迫した状況と判断したときは自主的に町内会館などに避難する等の適切な行動をとります。

また、大雨ですでに浸水が始まっており足元が見えない等の状況のときは、あらかじめ指定した避難施設等に避難することが必ずしも適切ではなく自宅や近隣建物の2階以上の安全な場所に避難することが適切な場合もあります。

2 避難施設の受入れ体制

区本部長は、避難勧告等を行い、避難施設を指示した場合は、職員を派遣し、受け入れに必要な措置を講じるとともに学校長等その施設管理者に通知します。

なお、必要と認めるときは、福祉避難所、補充的避難場所などについて、施設管理者等の同意のうえ避難施設として利用します。

3 避難人員等の掌握

区本部長は、避難所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、その状況を市長(市本部長)に報告します。

第4節 被災者の受入れ

災害により被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受入れる必要がある場合は、次により学校その他の公共施設へ受入れます。

1 被災者の受入れ

(1) 受入れ対象者

応急受入れ施設への受入れ対象者は、住家が被害を受け、日常生活を営む場所を失った者とします。

(2) 受入れ割り当て

区本部長は、受入れにあたっては、被災者の居住地域を勘案して適切な受入れ割り当てを行います。

(3) 受入れ期間

応急受入れ施設への受入れ期間は、避難者のり災前の住居を復旧、新築する等して住宅を確保することができるまでの間、又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。この場合、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲及び期間とします。

2 応急受入れ施設の維持管理

区本部長は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等受入れ施設の維持管理について関係局長との総合的な連絡調整にあたります。

区本部長は、し尿、ごみ処理については資源循環局事務所、給水については水道局、要援護者対策については健康福祉局、外国人対策については国際局に協力を要請します。

3 報告等

区本部長は、受入れ施設の開設時期、避難受入れ世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について市本部長に報告します。

4 避難所の運営

区本部長は、避難勧告等によって避難した市民に対し、「災害応急対策事業実施要綱」に基づき、区内の防災備蓄庫の物資を活用するなど、避難生活等に必要な給食及び寝具等の提供を行います。

また、区本部長は、防災備蓄物資に不足が生じた場合には、総務局長に対し、方面別備蓄庫の物資の使用を要請します。

なお、災害救助法が適用され、救助が市長に委任されたときは、同法に基づく救助を被災者に対して行います。

避難所の運営に際しては、高齢者や乳幼児をかかえる家庭及び妊婦等に配慮した女性専用スペース並びに要援護者の男女別々のスペースを確保します。また、ショックやストレスにより妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まることが予想されることから、一般の被災者とは別に休息できるスペースを確保します。

第9章 帰宅困難者対策

台風の停滞や河川の増水に伴う越水など、社会的に大きな影響をもたらす災害により、鉄道を中心とした交通機関が、一定期間停止することが想定されるため、必要な体制整備を図ります。

第1節 区本部避難者・駅対応班の設置

区本部長は、主要駅等における混乱を防止するため、避難者・駅対応班を派遣し滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携して、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、風水害・その他の災害等での一時滞在施設の開設時期については、鉄道が長期にわたり運行停止になる場合で、市・区災害対策本部のいずれから要請があったときに、電話やファクシミリ、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』」等を利用して、区内の一時滞在施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

なお、連絡が取れない一時滞在施設については、補足的避難場所と同様に、自転車・バイク等を活用した巡回により情報を収集し、必要な措置を要請します。

第2節 一時滞在施設等の開設・運営

鉄道が長時間に渡って運休する場合など、必要に応じ、帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者に対して、施設の開設・運営を区災害対策本部から要請し、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報の提供等についても依頼します。電話やファクシミリ、帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』等を利用して、区本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。なお、事前に指定された一時滞在施設以外にも、災害発生時に任意に提供された避難スペースについても、可能な限り情報の把握に努め、同様の支援を実施します。

第10章 物資の供給

区本部長及び市本部長は、「横浜市災害救助物資備蓄要綱」に基づき、被災者に対して、本市の備蓄する物資を供給します。

第1節 供給方法

- 1 区本部長は、地域防災拠点、区役所等で備蓄している物資を被災者に供給します。
- 2 救援物資等は、開設されている避難場所等への直送を原則としますが、区集配拠点が必要な場合は、区本部長の判断により、職員を派遣し、被災状況等を確認のうえ、拠点を開設します。
- 3 区で管理する備蓄物資が不足するときは、市本部物資チームに、物資の供給を要請します。

第2節 備蓄物資で不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足したとき、又は不足のおそれがあると認められるときは、横浜市災害時物資受入・配分マニュアルに基づき食料を調達します。

- 1 区本部長は、被災者数を集計し、必要な物資の品目及び数量を把握します。
- 2 区本部長は、備蓄物資による供給が不足する場合は、市本部に調達を要請します。
- 3 区本部の補完的調達
 - (1) 「食料・物資の確保に関する協定」を締結している区内の小売業者から調達します。
 - (2) 区本部は、市本部による供給を補完するため、区内に店舗を有する大規模小売業者(大手スーパー等)から、市が締結した協定に基づき店頭在庫を優先的に調達します。

第11章 災害医療

第1節 災害医療における指揮統制

1 医療調整、保健活動に関する権限の付与

市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班には、災害発生直後の混乱が予想される中で迅速に意思決定できるよう、あらかじめ医療調整及び保健活動に関する権限が付与されています。また、医療調整業務は専門性の高い領域であるため、市本部医療調整チームは、区本部医療調整班に対し、市本部運営チーム統括班を介することなく、医療調整活動に関して直接指示することができます。ただし、当該指示事項は速やかに市本部運営チームに報告することとします。

区本部医療調整班についても、庶務班を介することなく、直接、市本部医療調整チームに相談及び要望等を行うことができますが、相談及び要望した事項等は、速やかに区本部庶務班に報告することとします。

2 災害医療連絡会議の開催

区本部医療調整班は、災害の状況から必要と認めた場合は、災害医療連絡会議を開催し、災害現場における医療提供状況、医療機関における診療状況等に関する最新情報を相互共有し、それぞれの災害対応活動に反映させます。

第2節 医療救護活動

1 仮設救護所の設置

区本部医療調整班は、災害医療活動にあたり必要と認めるときは、消防地区本部、区本部各班等と調整し、災害現場、避難所等に仮設救護所を設置します。

なお、仮設救護所を設置した場合は、区本部医療調整班は、区本部長及び市本部医療調整チームに報告します。

2 横浜市医師会救護隊の要請

区本部医療調整班は、仮設救護所における医療提供のため、横浜市医師会救護隊規程に基づく救護隊の派遣が必要と認めた場合は、市本部医療調整チームに応援派遣を要請します。

3 医療救護隊の要請等

(1) 医療救護隊の要請

市本部医療調整チームは、災害に伴う避難所等が設置され、医療救護隊による巡回診療等が必要と判断した場合は、横浜市医師会、横浜市薬剤師会に対して、医療救護隊の出動を要請します。また、区本部医療調整班は、区医師会等と調整のうえ、必要に応じて登録看護職への協力を要請します。

(2) 医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の基準に基づき1隊5人程度を基本とするが、職種や人数にこだわらず、災害の状況等に応じて臨機応変に構成します。

医師	看護職(※1)	薬剤師	業務調整員(※2)
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

※2 業務調整員は、市職員をもって充てる。

なお、青葉区独自の災害医療の取組として、必要に応じて、歯科医師、柔整師等も医療救護隊の応援を行うものとする。

第3節 保健衛生活動

災害状況に応じて、保健衛生活動が必要と認められる場合は、区本部に配属されている保健師等は配属先の災害対応業務とは別に区本部医療調整班に集約し、保健活動グループとして避難所や在宅の巡回健康調査等を実施し、感染症対策やこころのケア、口腔ケア等が必要な対象を把握し、相談や医療に結びつけるとともに、健康問題の発生を防ぐための保健指導や予防活動を実施します。ただし、緊急を要する場合には、看護職として医療救護隊に協力し、医療救護活動に従事することもある。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

第4節 医薬品等の備蓄及び調達等

仮設救護所等で救護隊が使用する医薬品等は、薬局、休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用します。なお、医薬品等の不足が予想される場合は、区本部医療調整班は、区薬剤師会の協力を得て不足する品目の名称・数量を市本部医療調整チームに要請します。

第12章 ごみ・し尿

第1節 ごみ処理

区本部は、ごみ処理が必要な被災地区や避難所を認めるときは、その状況を事務所地区隊に報告し、処理を要請します。

- 1 ごみ処理の必要な場所(避難所の場合には、避難者数も)
- 2 ごみの種類、量

第2節 し尿処理

区本部は、し尿の処理が必要な被災地区や避難所を認めるときは、トイレ対策班(業務課)に次の事項を連絡し、し尿処理を要請します。

- 1 被災地区の町名と状況
- 2 収集の必要な避難所、避難者数等

第13章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の把握

1 届出の受理

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録します。

2 行方不明者の調査

区本部長は、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行います。

3 行方不明者の確定

区本部長は、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、行方不明者数を特定するなどの確かな情報の把握に努めます。

4 後方支援活動

- (1) 区本部長は、防災関係機関及び町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、日赤奉仕団等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方支援活動(警備、交通整理、広報等)を行います。
- (2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各部局長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等に対し消防応援、重機等の出動などの協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

1 遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の処置

区本部長は、検視・検案後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、「死体票」を作成のうえ納棺し氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

なお、遺体の処置については、専門的な知識が必要であることから、葬祭業者等との訓練や協定の締結などを通じた平常時からの連携を促進し、必要な協力を得られる体制の確保に努めるものとします。納棺用品等の調達については、「災害時における棺等葬祭用品の供給などの協力に関する協定」に基づき、全日本葬祭業協同組合連合会神奈川県葬祭業協同組合及び(社)全日本冠婚葬祭互助協会に納棺及び納棺用品等必要資材の調達等を要請します。

2 身元確認

- (1) 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。
- (2) 警察は、身元不明者の身元確認のため、神奈川県警察協力歯科医師等への協力要請を行います。

3 遺体の引き渡し

- (1) 区本部長と警察は検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

なお、身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取り扱います。

- (2) 区本部長は、身元不明遺体については、行旅死亡人として、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。
- (3) 区本部長は、遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を公表し、遺族等の早期発見に努めます。

4 死亡者数の確定と広報

検視・検案を終えた遺体は死亡者数として計上し、計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が死亡者名簿等の死亡者に関する情報を相互に共有し確定します。

区本部長は、遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行うものとします。

5 火葬

(1) 実施体制

ア 健康福祉局長は、区本部長、遺族から搬送された遺体の火葬を行います。

イ 区本部長は、遺体安置場所等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、(社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

(2) 火埋葬等に関する手順の明確化

区本部が行う火埋葬許可書証等発行手続きについては、実施手順をマニュアル化し、遺族への相談に迅速に対応できるようにします。また、通常の実施手順に加え、国からの特例措置も想定した災害時用のマニュアルも作成して対応します。

(3) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第14章 雪害対策

第1節 応急対策

大雪に伴う活動について、区警戒本部(区本部)は、総務局、道路局、消防局及び交通局と密接に連携を図り、早い時期に除雪活動等を実施します。

なお、現場活動においては、区警戒本部(区本部)は、消防署(消防地区本部)、消防団、所轄警察署等と相互に連絡をとり、効果的に実施します。

1 防災組織体制

「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、気象状況の推移に合わせ、次により応急対策を実施します。

(1) 警戒体制

確立基準	市域を対象とする大雪注意報(12時間降雪の深さが5cm以上)が発表されたとき
構成	区警戒本部を構成する署所
警戒体制時の措置事項	関係区長は、必要な資機材の点検、調達等活動体制の準備及び警戒本部に速やかに移行できる体制を確保する。また、勤務時間外は、常時連絡が取れる体制を確立し、必要に応じて職員の配備等を指示する。また、降雪の状況により、除雪等必要な活動を実施する。

(2) 区警戒本部

設置基準	1 市域を対象とする大雪警報(12時間降雪の深さが10cm以上)が発表されたとき 2 区域において、積雪により都市機能の阻害が予想される場合、又は被害が発生したとき 3 市警戒本部長が指定する区 4 その他	
警戒本部長	区危機管理責任者(副区長)	
構成	区役所(土木事務所を含む。)、消防署	
運営	設置通知・廃止通知	区警戒本部を構成する部署へ通知し、市警戒本部に報告する。
	警戒本部会議	区警戒本部長は、情報交換や活動方針の協議のため、必要に応じて区警戒本部会議を開催する。
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、必要に応じ、情報収集及び連絡調整のため、区警戒本部に職員を派遣する。
廃止基準	1 区本部が設置されたとき 2 大雪警報が解除され、区内における活動がおおむね完了したとき 3 その他必要と認められたとき (注)市警戒本部設置時に廃止する場合は、市警戒本部長の承認を得るものとする。	

(3) 区災害対策本部

設置基準	1 道路交通機能の阻害及び、多数の被害が発生したとき 2 区長が必要と認めるとき 3 市域を対象とする大雪に関する特別警報が発表されたとき 4 市本部長より区本部設置の指示があったとき	
本部長	区長	
構成	区役所(土木事務所を含む。)、消防署	
運営	設置通知・廃止通知	区本部を構成する部署へ通知し、市本部に報告する。
	本部会議	区本部長は、活動方針の決定その他活動の統制を図るため、区本部員を招集し、本部会議を開催する。
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、必要に応じ、情報収集及び連絡調整のため、区本部に職員を派遣する。
廃止基準	1 区内における応急活動がおおむね完了したとき 2 区警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき (注)市本部設置時に廃止する場合は、市本部長の承認を得るものとする。	

(4) 職員の配備

区警戒体制	連絡体制の確保、事前準備等に必要となる人員で区の実情による。
区警戒本部	1号又は2号配備とするが、区局の実情により適宜増員又は減員する。
区本部	3、4、5号配備のいずれかの配備とするが、区局の実情により適宜増員又は減員する。

2 応急活動

(1) 情報の収集

区警戒本部(区本部)は、テレビ・ラジオ等の情報に注意するとともに、概ね次の情報を収集し、市警戒本部(市本部)に報告します。

- ・積雪情報
- ・市民利用施設の状況
- ・職員配備状況
- ・活動状況
- ・被害情報(人的・物的)
- ・住民の避難情報
- ・その他必要と認める情報

(2) 被災者等の受入れ

区役所は、家屋の損壊等による被災者が発生した場合、又は公共交通機関の途絶により、帰宅困難者が発生し、交通機関等から要請があった場合で、やむを得ないときは、地域防災拠点、地区センター、スポーツセンター、公会堂などの公共施設を避難所として提供し、避難施設の暖房、毛布等の供給など必要な協力を行います。

3 業務内容

区役所として、次の業務を実施します。

- (1) 区警戒本部(区本部)等が必要とする情報の収集・伝達
- (2) 危機管理システム等により受信した大雪に関する情報等の土木事務所(土木事務所地区隊)及び防災関係機関への通報
- (3) 区役所利用者の安全確保

- (4) 被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難所の開設
- (5) 隣接区と協力した避難受入れの実施
- (6) 避難者に対する支援
- (7) 区民への安全広報の実施

また、土木事務所(土木事務所地区隊)は次の業務を実施します。

- (8) 道路交通の緊急確保
 - ・雪害対策道路等の決定
 - ・通行規制区間の設定(警察署との協議による。)
 - ・早期除雪活動の実施
- (9) 事故の未然防止
 - ・融雪剤、凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施

第15章 公の施設における災害時の対応

第1節 基本的事項

1 基本的事項

公の施設を所管する区、局及び消防署等の関係機関は相互に緊密な連携をとるとともに、災害の発生に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておくこととします。

2 初期対応

公の施設の特异性等を考慮し、次の事項を効果的かつ速やかに実施します。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 利用者の安全確保
- (3) 施設の保全、指示の徹底
- (4) 災害の状況に即した適切な対応

第2節 応急活動

1 連絡体制

(1) 所管施設との連絡等

公の施設を所管する区局は気象注意報、警報その他の情報等について、所管施設に伝達するとともに、施設の特异性等を考慮し、状況に即して必要な指示の伝達、被害情報等の取りまとめを実施します。

(2) 市本部への連絡

区役所の所管する公の施設に被害が発生した場合は、無線ファクシミリ、ホットライン等により市本部（総務局危機管理室）に速報します。

2 公の施設の活動

(1) 所管区局及び関係区局との連携

公の施設の施設管理者（指定管理者を含む。）は、利用者、来訪者の特性、施設所在地域の気象、環境等の異変等に十分注意し、所管区局及び関係区局等に対し、必要な連絡・報告等緊密な連携に努めることとします。

(2) 要援護者を対象とする施設の対応

特に、要援護者を対象とする福祉施設等においては、避難、誘導及び保護者等に対する連絡等が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を定めておくとともに、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、時期を失することなく、適切な対応を実施します。

また、応急対応を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を所管区局等に報告し、必要な措置等の指示を受けることとします。

第3節 公の施設が避難所等に指定されている場合の対応

施設管理者(指定管理者を含む。)は、管理する公の施設が、防災計画で「避難所」等の災害時の使用目的が指定されている場合は、避難者の受け入れ等災害時の体制について、区警戒本部等の関係機関との連絡体制、災害時における施設利用等について、所管区局と協議の上、十分な対応を図ります。

また、防災計画上の位置付けがない施設であっても、災害の状況によっては、随時各施設に協力を求める可能性があり、指定管理に関する協定の規定に従い、各指定管理者はそれに協力する義務を負うこととします。

第4部 災害復旧と復興事業

第1章 市民生活の安定・復旧

第1節 被災者の生活援護

1 生活相談

区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問合せ、相談、要望等に対応します。

(1) 区本部における対応

ア 区本部長は、臨時市・区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市民の生活援護のために、区本部長は、規則等で定める規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給します。

3 災害援護資金の貸付け

区本部長は、県内で災害救助法による救助が行われた災害により家財等に被害のあった者に対して、市条例に基づき災害援護資金の貸付けを行います。

また、災害救助法の適用に至らない小災害時には、区社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付相談等を受け付けます。

4 災害見舞金・弔慰金の交付

区本部長は、市内に居住する者及び市内で事業を営む者が災害による被害を受けたときは、被災者又はその遺族に対して、見舞金及び弔慰金を交付します。

なお、横浜市災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合には、交付しません。

第2節 被害調査とり災証明

消防地区本部は、災害対策基本法第90条の2、火災等調査規程に基づき、被害認定調査を実施し、災害対策基本法第90条の3に基づきり災台帳(被災者台帳)を作成するとともに、被災者から申請があったときは、り災証明書の発行を行います。

1 被害認定調査

消防地区本部は、建物被害における全壊、半壊等のり災程度については「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」に基づく被害認定調査により判定します。

被害認定調査の結果(全壊、半壊等)により、各種支援制度の支援内容が異なることから、消防地区本部長は、公平かつ公正な調査を実施します。

また、災害救助法が適用された場合、被害調査班は消防地区本部と協力して、被害認定調査を実施するよう指示をします。

2 リ災証明書の発行及びり災台帳の作成

り災証明書は、被害認定調査によって判定した住家等の被害程度等について証明するもので、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給や市税等の減免を受ける場合等に必要となるので、消防地区本部は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被害認定調査の結果に基づきり災台帳(被災者台帳)を作成します。

消防地区本部は、被災者から申請のあった時は、り災台帳に基づき、消防署においてり災証明書を発行します。

第5部 火山災害対策

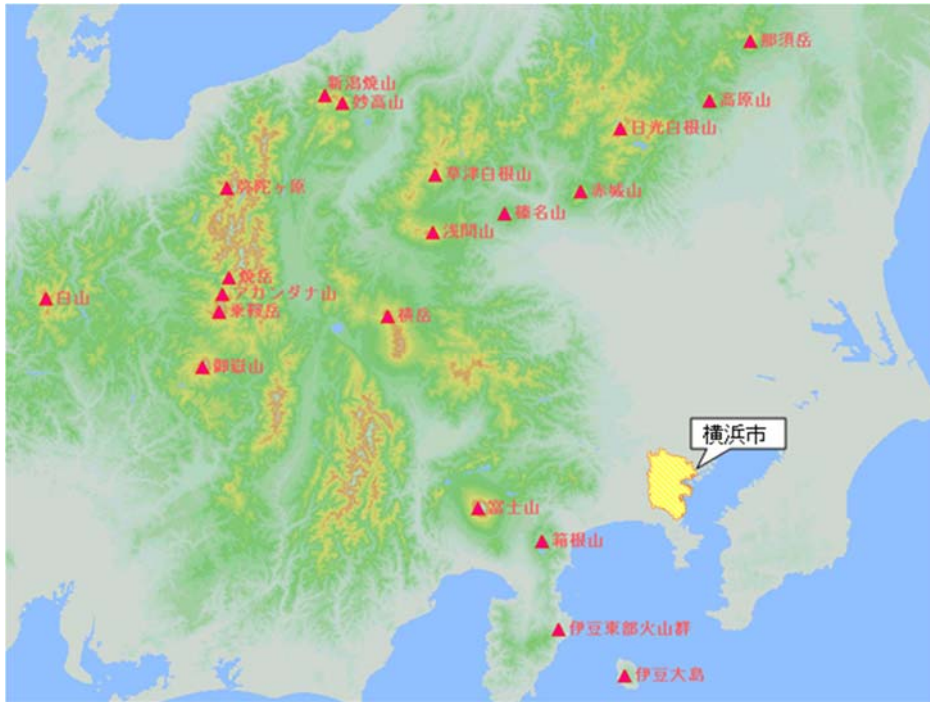
第1章 被害の予測

第1節 火山の噴火による影響

1 本市周辺の活火山

本市周辺には、富士山をはじめとして、箱根山や伊豆大島など、複数の活火山があります。本市から最も近い活火山は、箱根山で、山頂から本市境まで約45km、富士山は、山頂から本市境まで約70kmの位置にあります。

《本市周辺の活火山》



気象庁ホームページより

2 本計画で対象とする噴火

本市においては、火山からの距離等の理由から、溶岩流や噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による「火山灰」の降下(降灰)による影響が大きいと予測されています。1707年に発生した富士山の宝永噴火のような大規模な噴火が発生する可能性は、小規模な噴火が発生する可能性に比べ低いとされていますが、今後そのような大規模な噴火や、それをさらに上回る噴火の発生の可能性も否定されていません。また、噴火の発生間隔に明確な規則性がないことから、将来の発生時期を予測することも困難であるとされています。

そのため、本計画では、これまで富士山で発生した最大規模の噴火(平成16年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火)を対象とします。(宝永噴火等と同程度の噴出量:約7億 m^3)

【火山灰】

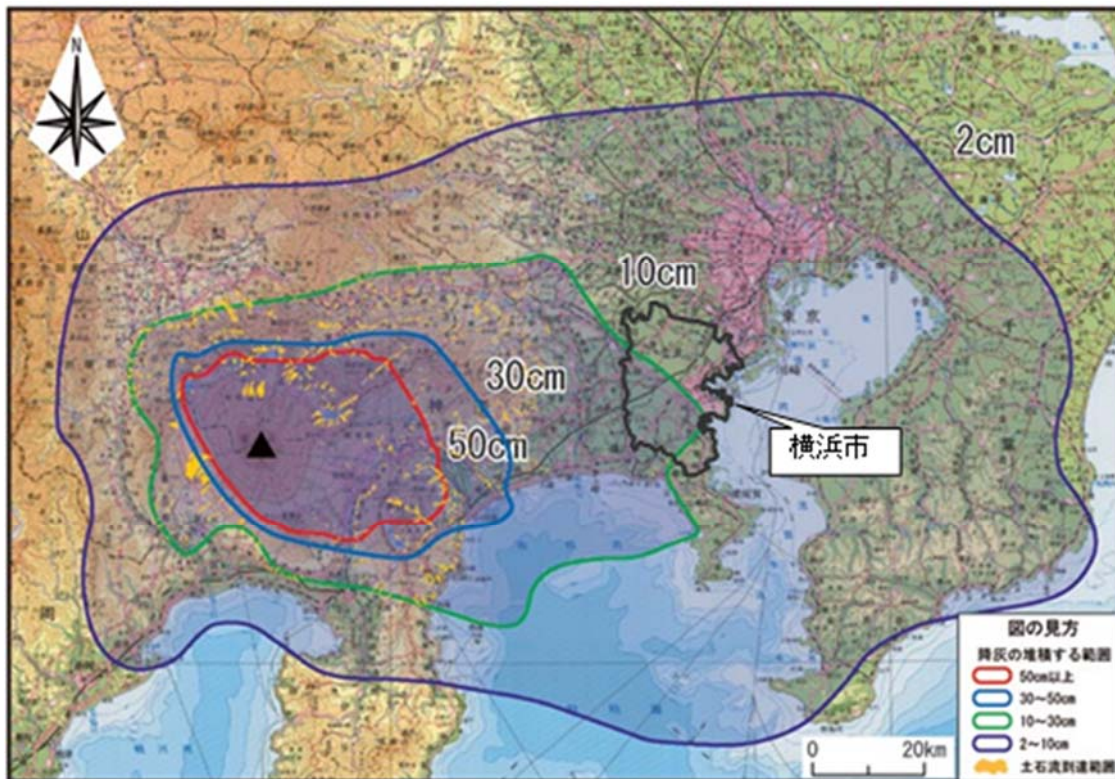
噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm未満のもの。時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、水質の変化や管路のつまり、健康への影響、交通麻痺、家屋倒壊、航空機の

エンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。

第2節 降灰予測

降灰は、一年を通した偏西風の影響で、富士山の東側に多く堆積すると予測されています。降灰は広範囲にわたり、家屋が倒壊する可能性のある30cmの堆積範囲は小田原市に達し、本市付近においては、土石流の発生する可能性が高くなる10cm前後の堆積が予測されています。

<富士山降灰可能性マップ>



※ このマップは、富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年に作成したもので、1707年の宝永噴火と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰の数値シミュレーション結果を包括した影響範囲図です。そのため、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではなく、また、中小規模噴火の場合は、降灰の厚さがこれを下回ることとなります。

第3節 火山灰による被害

1 降灰の特徴と課題(富士山ハザードマップ検討委員会報告書より)

項目	留意すべき特徴、対応上の課題
発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。
発生時間	噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。
危険性	<ul style="list-style-type: none">・直接死傷する危険性はほとんどない。・火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量につもる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。・体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。・降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。・降灰により道路上で車両が立ち往生した場合にはその後の道路確保を困難にする。・交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。・灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。・交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。・東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。・経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。・健康被害(気管支など)が多数発生する。・積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。・降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。・土石流・浸水被害が続く。
範囲	<ul style="list-style-type: none">・大量の降灰は高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。・きわめて広範囲(南関東一帯)に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能。
対応	30cm 以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしができれば被害を免れる
復旧	道路確保や市街地の復旧、河床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる

2 被害の想定(富士山火山防災対策協議会より)

降灰量	規模	想定される被害など	対処法
64cm	極めて大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物に避難
50cm		30%の木造家屋が全壊	
32cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊	
30cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊するおそれあり	危険であれば避難
10cm	極めて多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避
5cm		道路が通行不能	
2cm		何らかの健康被害が発生するおそれあり	
1mm以上	多量	車の運転は控える。	外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護
1mm未満	やや多量	車は徐行運転となる。	
0.1mm未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる	

第2章 災害予防

第1節 火山情報の伝達体制

1 火山の監視・観測

気象庁では、気象庁本庁(東京)及び札幌・仙台・福岡の各管区気象台に設置された「火山監視・情報センター」において、活火山の火山活動の監視が行われています。

活火山のうち、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された、富士山や箱根山などの47火山については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、GPS観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関(大学等研究機関や自治体・防災機関等)からのデータ提供も受け、火山活動を24時間体制で常時観測・監視が行われています。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)を明示して噴火警報を発表しています。

2 噴火警報等の種類と発表

(1) 噴火予報・警報の種類

ア 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、予想される影響範囲を付した名称(※)で発表されます。

※ 名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」となります。なお、「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられています。

(2) 富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標です。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「平常」のキーワードをつけて発表されます。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表されます。

なお、国の防災基本計画(火山災害対策編)に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めるとされています。

《富士山の噴火警戒レベル》

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地からの避難等が必要	大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)
		4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)
	火口周辺警報	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は、地震、微動の増加等、火山活動の高まり
		2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	影響が火口付近に限定される ごく小規模な噴火の発生等
噴火予報	火口内等	1(平常)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	特になし	火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)24年8月現在の状態

(3) 降灰予報

ア 発表基準

噴煙の高さが概ね火口上3,000m以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合

イ 発表内容

噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域

ウ 発表時期

第1報は、噴火の概ね30～40分後に発表され、噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第2報が発表されます。その後も噴火が継続している場合は、必要に応じて発表されます。

(4) 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎週金曜日
月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 区内の関係機関等との情報の収集・伝達体制の整備を図ります。
- (2) 発災時の円滑な情報の受伝達を行うため、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練の実施などに努めます。
- (3) 市民等に対し、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を提供するため、紙媒体、ICT技術(情報通信技術)及び広報番組等の複数の手段により広報等が行えるよう整備を進めます。

2 降灰への対策の推進

- (1) 防災関係機関等と連携し、区民の安全や生活、経済活動等に及ぼす影響を軽減するため、降灰対策等について検討を進めます。
- (2) 災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、降灰による道路の通行不能や停電などが発生した場合を想定した対策の検討を進めます。
- (3) 対策の推進にあたっては、地域の自主防災組織や事業所、ボランティア団体等の協力も必要であることから、それらとのつながりを育成・強化するとともに、地域全体が相互に協力できる体制の確立を図ります。

- (4) 市及び区は、災害時要援護者への情報提供や相談対応等が適切に行えるように体制を整備するとともに、地域における声掛け等の共助の取り組みが行えるよう支援を進めます。

第3章 応急・復旧対策

火山災害に関する応急・復旧対策について、本章で定めのない事項については、第3部「応急対策」及び第4部「災害復旧と復興事業」を準用して実施します。

第1節 災害対策本部等の設置

青葉区では、次の組織体制により災害応急対策等を実施します。

1 区警戒体制

- (1) 区警戒体制責任者
区危機管理責任者(副区長)
- (2) 区警戒体制の確立基準
 - ア 市警戒体制が確立されたとき(富士山の「噴火警戒レベル3」)
 - イ その他、区危機管理責任者が必要と認めたとき
- (3) 実施事項
 - ア 気象庁や県等からの情報収集
 - イ 大規模噴火に備えた人員や資機材等の確保など、応急対策実施に向けた事前の準備
 - ウ 区民等への広報
- (4) 廃止基準
 - ア 富士山の噴火警戒レベル2～1が発表された場合
 - イ 火山の噴火現象による区域内への降灰等による影

2 区災害対策警戒本部

- (1) 区警戒本部長
区危機管理責任者(副区長)
- (2) 設置基準
 - ア 市警戒本部が設置されたとき(富士山の「噴火警戒レベル4」)
 - イ その他、区長が必要と認めたとき
- (3) 設置手続
第3部第3章第1節に定めるところによる
- (4) 主な実施事項
 - ア 気象庁が発表する「噴火に関する火山観測報」等の災害に関する情報の収集
 - イ 職員配備状況の報告と把握
 - ウ 被害等の情報収集と報告
 - エ 区域内の巡回警戒
 - オ 区民への注意喚起等の広報
 - カ その他災害応急対策を実施するうえで必要な措置

(5) 土木事務所、水道局水道事務所、資源循環局事務所及び消防署の対応

- ア 土木事務所、水道局水道事務所、資源循環局事務所及び消防署は、情報連絡担当を設置する。
- イ 土木事務所、水道局水道事務所、資源循環局事務所及び消防署等は、所管する局長が全体的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。

(6) 廃止基準

- ア 富士山の噴火警戒レベル3～1が発表され、特に被害等がない場合
- イ 火山の噴火現象による区域内への新たな被害等が発生するおそれが解消したと認められるとき
- ウ 区災害対策本部が設置されたとき

(7) 区警戒本部の事務分掌

区警戒 本部長	担当別任務分担	
区危機管理責任者(副区長)	区警戒副本部長(総務課長) <ul style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 情報連絡責任者(総務課長兼務) <ul style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること。 	
	庶務担当 <ul style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の運営 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難勧告等(避難準備情報、避難勧告及び避難指示)の発令及び実施に関すること。 6 避難場所(特別避難場所等を含む。)の開設及び運営に関すること。 7 区内関係機関への応援要請等に関すること。 8 他の担当の所管に属さないこと。 	
	情報収集担当 <ul style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、噴火警報及び噴火予報等の受伝達に関すること。 3 避難情報等の集約や伝達に関すること。 4 住民情報の受付に関すること。 5 その他情報の集約に関すること。 6 通信機器の点検及び確保に関すること。 	調査担当 <ul style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること。 3 避難情報等の調査に関すること。
		土木事務所、水道局水道事務所及び資源循環局事務所 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 被害情報・活動情報等
		消防署 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関すること。 3 被害情報・活動情報等
健康対策担当(福祉保健センター) <ul style="list-style-type: none"> 1 火山灰による健康被害についての相談に関すること。 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること。 		

3 区災害対策本部

(1) 区長は、次のとおり区役所に区災害対策本部を設置します。

ア 設置基準

(ア) 市本部が設置されたとき

(イ) 区域に多量の火山灰の降灰が予測されたとき、又は、多量の降灰が認められたとき

(ウ) その他、区長が必要と認めたとき

イ 廃止基準

区本部長は、次の場合に区本部を廃止することができる。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあつては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければならない。

(ア) 富士山の「噴火警戒レベル4(避難準備)」以下が発表され、又は、他の火山において噴火現象が終息した場合で、区域において新たな被害が発生するおそれが解消したと認められ、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき

(イ) その他、区警戒本部等に縮小することが適切であると認められるとき

(2) 区本部の組織及び事務分掌

次の事項のほか、第3部第3章第3節に準ずることとします。

情報班	1 気象情報、噴火警報及び噴火予報等の受伝達に関すること
衛生班	1 火山灰による健康被害についての相談に関すること 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること

4 職員の配備・動員

次の事項のほか、第3部第4章に定めるところによることとします。

(1) 配備体制

火山災害発生時の配備基準は、区警戒本部にあつては、1又は2号配備、区本部にあつては、3号配備を目安とします。

(2) 通常業務の継続

原則として、窓口業務は可能な限り継続し、市民生活に過度の制限をかけないように留意します。

第2節 庁舎等の保全・機能確保

1 庁舎等

降灰が予測された場合は、直ちに、窓を閉める、出入口を限定する、全館空調換気システム(セントラル空調)等を運転停止し、吸排気口を保護するなど、火山灰の建物内への侵入防止措置を実施する。また、停電に備え、非常用電源の確保、非常用発動発電機への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

2 車両

降灰が予測された場合、不要不急の車両の使用を控え、運行中であれば、速やかに帰庁し、可能な限り地下駐車場などの屋内への移動を実施します。また、必要に応じ、吸気への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

第3節 被害情報等受伝達

降灰による被害に対し、円滑に災害応急対策を実施するためには、降灰やその被害等の状況を的確かつ迅速に把握することが必要です。そのため、情報受伝達体制及び被害情報等の把握の要領については、次のとおりとします。

1 報告事項

降灰に関する調査報告にあたっては、次の事項を基本とし、調査地点は降雪時と同様(庁舎内庭土部分)とします。

なお、報告にあたっては、可能な範囲で写真等の添付についても配慮します。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 降灰の程度(層厚等)
- (3) 被害等の状況
- (4) 降灰時間
- (5) 構成粒子の大きさ・特徴等

2 報告要領

区本部は、市内の降灰等の状況について、危機管理システム等により、市本部等に報告します。

3 被害情報等の受伝達

(1) 災害情報の受伝達

区長(区本部長)は、土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けたときは、災害情報を記録のうえ、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市長(市本部長)に報告します。

(2) 被害情報の受伝達

ア 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」、「被害速報」入力により行います。

なお、被害の状況が明確でない場合であっても、把握した内容を迅速に入力します。

イ 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、「被害速報様式」により区内の被害情報を速報するとともに、各種報告様式により無線ファクシミリ又は有線ファクシミリで報告します。

第4節 避難

市及び区は、大量の降灰により、建物等の倒壊、土石流、河川の氾濫等の危険性があると判断した場合は、第3部第8章に定めるとおり、直ちに、警戒区域の設定、避難勧告・指示の発令等の避難に関する措置を実施します。

特に、避難等の判断にあたっては、層厚30cm以上の降灰で降雨があった場合は、木造建物が全壊するおそれがあることや、10cm以上で土石流が発生するおそれがあることなどに留意します。

第5節 救援・救護・市民生活の安定

1 宅地等の降灰対策

宅地等における降灰の除去、障害の軽減については、原則として、それぞれを所有、管理等を行う者が実施します。

- (1) 宅地等の降灰については、住民自らその除去を行い、除去した降灰は、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、市又は収集請負業者等がこれを収集します。
- (2) 除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意します。

2 健康被害への対策

(1) 健康被害対策の基本

次の事項について、市民等に対し広報を実施します。

- ア マスク(マスクがない場合は、濡らしたハンカチ等)とゴーグル(ゴーグルがない場合は普通の眼鏡)を着用し、眼と呼吸器を保護すること。
- イ 外出をなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行うこと。
- ウ 火山灰が、眼に入った場合は、決してこすらず、流水で洗い流すこと。また、降灰時は、コンタクトレンズの装用を控えること。
- エ 特に、呼吸器系の基礎疾患がある人は、気管支炎等の症状悪化の恐れがあるため、外出を極力控えること。

(2) 除灰作業従事者等の保護

市職員及び事業者等で、除灰作業に従事する者は、火山灰に長時間暴露することとなるため、作業中はマスク等の保護具を着用する。また、作業の責任者は、交代要員の確保についても配慮することとします。

第6節 火山灰の収集及び処分等

1 火山灰の収集及び運搬

- (1) 火山灰の収集、市が指定する集積場所等までの運搬は、原則として、土地の所有者又は管理者が行うものとします。

なお、集積場所等への運搬開始の時期については、市が道路除灰状況等を勘案し指示することとします。

- (2) 市は、収集した火山灰を一時的に保管するため、市、国、県等が所有する遊休地、公園等の土地を関係者等と調整し、仮置き場として確保することとします。

なお、仮置き場の選定に当たっては、市域の降灰状況等を勘案し、効率的な除灰及び運搬ができるよう指定し、必要に応じて、1次、2次仮置き場の指定についても配慮します。

- (3) 宅地の降灰については、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、集積された火山灰の仮置き場までの運搬については、市又は収集請負業者等が行うものとします。
- (4) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとします。
- (5) 宅地以外に降った火山灰については、市が指定する仮置き場等に集積することとし、その運搬は各施設等の管理者が行うものとします。

2 火山灰の処分・最終処分場の確保

- (1) 火山灰の処分方法については、関係機関との検討などを踏まえ、今後詳細に定めます。
- (2) 市は、処分場について、市内での選定を行うとともに、広域的な処分についても、国や県との協議を進めていくものとします。
- (3) 火山灰の海洋投棄については、必要な法整備を行うよう、国に働きかけていくこととします。